

汪兆銘伝のための覚書き

柴 田 哲 雄

はじめに

汪兆銘は、日中戦争時に親日政権を樹立した政治家としてよく知られているが、今日、日中両国では対照的な評価が下されている。日本では今なお一部の人々の間で、中国の愛国者にして親日家として、根強い人気を誇っているのに対して、中国では「漢奸」、すなわち売国奴として唾棄されてきた。

汪兆銘は、戦争末期の1944年3月に名古屋帝国大学医学部附属病院に入院し、11月10日に享年61で死去した。汪兆銘は最期の日々をどのような思いで過ごしていたのだろうか。それについては、汪兆銘の専属看護医だった太田元次の「看護メモ」から垣間見ることができる。例えば、死去から9日前の11月1日付けの「看護メモ」を以下に引用することにしよう。

11月1日

月がわり、汪夫人の憂色は消えない。

高熱続き、汪先生は連日、危険な状態である。睡眠もとれないのだろう。

鎮痛剤も、ききめなし。

「先生、私は治らねばならぬのです。先生。」

齋藤先生に、汪先生の最後の願い。声かすれ、生气なし。汪夫人、齋藤先生の白衣にとりすがる。

「一度、中国へ。」

沈黙続く。

脈とりの斎藤先生、黒川先生。連日、危機が続いている。汪先生、私に、
「日本は敗れます。中国が心配です。」

秘書、程西遠、私の両手をきつく握る。汪兆銘が苦痛の息の中から亡くなった同志の名前を呼ばれる。私、沈黙。唇かむ。

革命に散った人たちが脳裏にちらつくのである（小野稔，1988，104-105頁）。

汪兆銘は「日本は敗れます」と見通していた以上、死後、少なくとも母国の中国では、自らが売国奴として歴史に汚名を残すことを明確に見通していただろう。エピローグで詳述するが、汪兆銘が救国者として中国史上に名を刻む条件とは、日本の勝利と中国の敗北以外になかったからである。汪兆銘は「日本は敗れます」に続けて「中国が心配です」と口にしてはいたが、具体的に中国のどのようなことを心配していたかは、上記の引用からだけでは不明である。ただ汪兆銘が、汪を信頼して親日政権への参加に踏み切った人々の戦後の処遇について心配していたことはまちがいないだろう。実際のところ、親日政権の要人、例えば、汪兆銘の古くからの側近であり、政権内では汪に次ぐナンバー2の地位にあった陳公博、蒋介石の側近だったにもかかわらず、汪を信頼してついてきたナンバー3の周仏海らは戦後、政治生命を失っただけでなく、いわゆる漢奸裁判にかけられて、死刑などの重罪を科されている。

また「汪兆銘が苦痛の息の中から亡くなった同志の名前を呼ばれる」とあるが、「亡くなった同志」とは辛亥「革命に散った人たち」を指している。汪兆銘が生死の間をさまよい、もうろうとした意識の状態でも、「亡くなった同志」の名を口走ったのは、若い頃と変わらず自らを革命家と見なしていたからだろう。妻の陳璧君には常々「亡くなった同志」が眠る広州の白雲山麓の共同墓地に、自らの亡骸を埋葬してほしいと頼んでいたのである。

汪兆銘は果たしてどのような思いで、「亡くなった同志」の名を口走ったのだろうか。一般に革命家は、革命のためには生命の犠牲さえ厭わない分、死後の名声に固執するものである。すなわち死後には、革命烈士として遇されることを求めるのである。「亡くなった同志」は生前の望み通りに、革命烈士として遇されてきた。汪兆銘は、徹底抗戦を唱える蒋介石と袂を分かち、親日的な政治行動に踏み切った時点で、生前はもとより死後も、革命烈士とは対照的な売国奴として遇されることを、内心半ば覚悟していたことだろう。

しかし汪兆銘は、「亡くなった同志」だけは自らを理解してくれると信じていたのではなかろうか。最晩年の6年弱の親日的な政治行動が、重大な誤りだと評価されるのは仕方ないでしょう。にもかかわらず、それ以前の革命への貢献、換言すれば、有史以来の専制政体を打倒し

て、曲がりなりにも民主化の実現を目指してきたという貢献は、誤りをはるかにしのいでいるという自負がある。「亡くなった同志」はまさにそうした貢献のために苦楽を共にしてきた仲間ではないか。

もっとも、汪兆銘には一抹の不安もあったにちがいない。死後の世界で、果たして「亡くなった同志」は生前と同様に自らを仲間として再び迎え入れてくれるのだろうか。「亡くなった同志」もまた自らを売国奴と見なして、席を同じくすることを恥じるのではなかろうか。汪兆銘が断末魔にあって、「亡くなった同志」に向かって、まさか君たちまで私のことを売国奴扱いするつもりではあるまい、などと言おうとして、その名を口走ったと推測するのは、果たして穿ち過ぎだろうか。

汪兆銘の最期の日々の思いはともかくとして、ある政治家について論じる際、その人物の最晩年の政治行動にのみ基づいて、評価を下すというのは、確かに公平とは言い難いだろう。例えば、毛沢東の場合、共産党の公式見解では、最晩年のおよそ10年は、文化大革命という大混乱を引き起こしたこと、重大な誤りを犯したとされたが、それ以前は、中国革命に対して多大な貢献を行ってきたとされている。そして総体的には、貢献が誤りよりもはるかにしのいでいると評価されている。

汪兆銘についても、最晩年の親日的な政治行動にばかり注目するのではなく、それ以前の民主化に対する貢献にもスポットライトを当ててしかるべきではないだろうか。何と云っても、汪兆銘は20世紀前半の中華民国政府において指導的地位にありながら、蒋介石に対抗して、民主化を果敢に唱えてきた人物なのである。民主化は20世紀のみならず、21世紀の今日になっても、中国の最大の課題であり続けているが、そうしたことに鑑みても、民主化を軸にして、汪兆銘の半生を描き直すことには、それなりに意義があると言えるだろう。本稿は、汪兆銘が激動の20世紀前半の時代に革命を志して、民主化の旗振り役になりながらも、満州事変後に、救国のために民主化の旗を降ろすまでの軌跡を中心に描いていくことにする。

I. 生誕から辛亥革命前後まで：民主化への目覚め

生誕と両親

汪兆銘は1883年5月に広東省番禺県で生まれた。汪兆銘の生誕前後における中国内外の情勢について一瞥しておこう。当時、少数民族・女真族の王朝の清朝は、成立からすでに250年以上の歳月を経ていたが、西欧列強の侵略によって、属国や辺境の領土を次々に奪われ、帝国の解体過程に入っていた。汪兆銘の生誕の二年前にあたる81年には、ロシアとの間でイリ条約が締結され、清朝は中央アジアのザイサン湖東部をロシアに割譲することを余儀なくされ

た。続いて生誕の翌年の84年から85年にかけて、清仏戦争が勃発したが、清朝は敗北を喫して、属国のベトナムをフランスに奪われるに至った。一方、当時、清朝内部では、李鴻章や曾國藩ら漢族の官僚が中心となって、帝国の危機を打開するために、洋務運動を繰り広げていた。すなわち中体西用論（中国の伝統思想・学問・制度を本体とし、枝葉にあたる西欧の科学・技術を導入しようとする考え方）に基づいて、西欧の軍隊組織や機械工業の導入を図ろうとしていたのである。

さて、汪兆銘が生を享けたのは、清朝の衰退と軌を一にするように没落した読書人（学問を積み、科挙を受けて官僚・政治家・学者になった者）の家庭であった。元来、汪兆銘の父方の家系は、祖父の代まで浙江省山陰県に本籍があり、墳墓もあった。曾祖父や祖父は官途に就いていた。

一方、汪兆銘の父・省斉は官途に就くことなく、一族の一人が広東省で知県事をしていたことから、これに頼って同省に移住し、商売を営んでいた。汪兆銘によれば、父親は成人後に、浙江省から移住してきたことから、「広東語を聴き取ることはできても、話すことができなかった」（「自述」1頁）。父親は広東人のコミュニティに入ることができず、さぞかし異郷にあって、疎外感を抱いたにちがいない。父親は同郷の盧夫人との間で一男三女をもうけ、盧夫人が亡くなると、広東省出身の呉夫人を娶り、三男三女をもうけた。汪兆銘は最後の十番目の子であり、出生時にはすでに父親は60歳を過ぎていた。汪兆銘の生家は経済的に豊かではなかったことから、父親は70歳近くになるまで、お金を稼いで一家を養わなければならなかった。

父親は商売人であったものの、読書人の家系の出身者だけあって学識があり、幼い汪兆銘の教育にも自ら当たった。父親は70歳を過ぎた頃には、目や耳がやや不自由になったものの、汪兆銘が書塾から帰宅すると、必ず読書や書道などを課した。例えば、汪兆銘に「王陽明の『伝習録』などの書籍を二、三頁にわたって大きな声で朗読させて、それに耳を傾けていた」。「白く塗った木版に10センチ大の字を書き取らせていた」。「陶淵明や陸游の詩の二、三首を、後ろ手に組んでじっくりと黙読させ、暗唱できるようになるまで続けさせた」（同上1頁）。こうした父親の教育は死の直前まで休むことなく行なわれた。

汪兆銘は後年、卓越した文才と書によって名を馳せるようになるが、幼年期の父親の教育によって、その基礎が固められたのである。また杉森久人が指摘するように、汪兆銘が孫文に追随して、革命家としての人生を歩むようになったのは、特に幼少期における王陽明の『伝習録』の感化が大きかったといっただろう（杉森久人、1998、9-10頁）。というのは、陽明学は知行合一、すなわち知識と行為の一体化を唱え、知は実践を伴ってはじめて真の知になると説いているが、ここから独特の革命思想が生まれているからである。後述するように、汪兆

銘が来日後に敬仰した西郷隆盛なども陽明学の影響を深く受けている。

一方、汪兆銘は母親については、父親以上に深い愛情を抱いていたようである。汪兆銘は十代前半で、母親を亡くし、その翌年に父親を亡くしているが、母親は当時まだ四十代前半の若さであった。汪兆銘は母親を慕うあまり、後年、少年時代の自らの姿と当時の母親のそれとを絵に描かせるまでになる。汪兆銘はその絵に付した一文で、以下のように述べている。

右図は、兆銘の子ども時代、母の言い付けに従っている情景である。時に兆銘は9歳、朝には必ず中庭で字を習い、母が横で見ているのが常となっていた。秋の朝は爽やかで、芙蓉の花が美しく咲き誇り、藤の蔭が壁をはっていたのは、今を隔てること三十年前の光景である。思い出すたびに、その光景が目には浮かぶようである。当時、父は70歳、母は40歳であった（『汪精衛先生伝』9頁）。

その絵は、汪兆銘にとって、少年時代の至福のひとつであった母親とのやり取りを写し取ったものであるが、当時、無邪気な少年に過ぎなかった汪とは裏腹に、母親は苦勞が絶えなかった。汪兆銘は続けて当時の母親について、以下のように述べている。

……母の生涯を見舞った困難を知る者がどれだけいようか。母は鶏鳴とともに起床し、上は老いた父に仕え、下は幼少の者たちを慈しんできた。家事を切り盛りし、米や塩といった細々としたことをも、しっかりと把握しており、夜半になっても床につかぬことはしょっちゅうであった。（中略）四季の佳節の折には（中略）母は（筆者注：纏足故に）そろそろと歩きながら、屋根を仰ぎ、そっとため息をついて、長持ちの中を探して着物を取り出すと、女中に渡して質入れさせ、そのお金で果物や餅を買わせていた。だが親しい友人が来ると、たちまち言葉に笑いを含んで、しっかりとうちとけ、憂いなどないように見せていた（中略）母が生んだ男児は三人で、苦勞は甚だ大きく、男児が成長すればするほど、母は命を削ることとなり、とうとう天寿を全うすることができなかった（同上9-10頁）。

汪兆銘の母親は、伝統的な家族制度の中で犠牲を強いられたばかりか、家計上の細々とした気遣いが絶えなかったことから、わりと早くに生涯を終えざるを得なかった。汪兆銘のこうした母親に対する思慕と同情の念は、やがて伝統的な家族制度、とりわけその婚姻制度を否定して、恋愛結婚を是とする価値観に結実することになる。汪兆銘は後年、父親代わりとなった長兄が定めた許嫁との婚約を解消して、革命の同志となった陳璧君と大恋愛の末に、結婚するに

至るのである。

日本留学

汪兆銘は父親の死後、遺産などろくになかったことから、若くして苦勞を重ねることになる。汪兆銘は父親の死後、長兄を頼って生活せざるを得なくなったが、自立を早々に迫られていたことから、十代後半になるや「子曰先生」、すなわち書塾の教師になるなどして、自活するようになった。しかもその頃、同腹の兄二人を相次いで亡くしたことから、二人の兄嫁と一人の姪の面倒までみざるを得なくなった。汪兆銘はこのように十代後半にして、一家の生計を担うという苦勞を重ねた故であろうか、幼少期の生活全般を顧みて、「貧しく、悲しく、痛ましいものであった」と回想している（「自述」1頁）。

汪兆銘にとって、経済的に厳しい青少年期を送ったことに伴う最も大きな代償とは、近代的な系統だった教育を受けられなかったことである。汪兆銘は「私の一生は、一般的な学識に欠けており（中略）これは慚愧の至りである」と述べている（同上2頁）。汪兆銘は近代的な系統だった教育の欠如を嘆いていたが、1904年、20歳を超えた時に、その欠如をいささかなりとも埋める大きなチャンスをつかんだ。官費留学生に選定されて、日本に派遣されることになったのである。

当時、清朝では朝野を問わず、日本留学ブームが起こっていた。日本留学ブームの背景について見ることにしよう。1894年から95年にかけての日清戦争で、清朝はよもやの敗北を喫した。日清戦争の敗北を契機に、列強諸国はこれまでのように清朝の属国や辺境の領土を狙うだけでなく、主要地域にも植民地化を企図して進出するようになり、中国分割の危機が叫ばれるようになった。

一方、清朝内部では、日本が富国強兵に成功した要因を、康有為や梁啓超らが分析して、洋務運動に代わって、変法自強策を唱えるようになった。変法自強策は光緒帝の目に留まって、98年に実施に移されることになる（戊戌の変法）。変法自強策とは、明治維新に倣った改革、すなわち立憲君主制の確立、並びに科挙の廃止、近代的な学校制度の設置などを指すものである。もっとも変法自強策は、100日ほどで西太后を中心とする保守派によって潰され、失敗に終わった（戊戌の政変）。そして光緒帝は幽閉され、康有為や梁啓超らは日本への亡命を余儀なくされた。

1899年から1900年にかけて、白蓮教系の秘密結社にして、義和拳という独自の武術を誇る義和団が山東省で決起し、「扶清滅洋（清朝を助けて西欧列強を滅ぼす）」というスローガンを掲げて、北京の列国公使館区域を包圍攻撃するに及んだ。その際、西太后が牛耳る清朝政府は義和団の行動を支持して、列強諸国に宣戦布告をした挙句、惨敗を喫した。01年に北京議定

書が成立して、列強諸国による植民地化が加速し、中国分割の危機がいつそう深化したものの、米国政府が門戸開放政策（中国の領土保全と門戸開放、商業上の機会均等を目指す政策）をとって、列強諸国を牽制したおかげで、辛うじて清朝は命脈を保つことができた。さすがに事態がここまで悪化すると、西太后ら保守派も危機感を覚えて、かつて自ら葬り去った変法自強策を事実上採用するに至り、実施に向けて動き出した。日本留学ブームはその一環としてにわかにかつて起こったのである。

汪兆銘が1904年9月に来日して、進学した先は法政大学の速成科であった。清朝政府が留学生の派遣先として、法政大学を選択したのは、抜本的な政治改革を推進する人材を数多必要としていたからにはほかならない。当時、法政大学はフランス法を中心とする法律の教育を専門的に行なっていた学校だったのである。速成科は中国人留学生のために特設されたものであり、授業は通訳を介して行なわれていた。そうしたこともあって、汪兆銘は「日本語ができなかったにもかかわらず、講義は完全に理解することができた」。また教科書についても「大半が文語体だったおかげで、1、2ヶ月勉強しさえすれば、おおよその意味を理解することができるようになり、学習に際して全く支障がなかった」（『汪精衛先生伝』16頁）。

汪兆銘が来日したのは、ちょうど日露戦争が勃発した年に当たっていた。汪兆銘は1905年の元日について、後年、故国を離れて初めて迎えた元日であったばかりでなく、「戦争の雰囲気」に包み込まれた元日でもあったことから、「印象が特別に深かった」と回想している。当時、日本全国が旅順の攻防戦の行方に注目しており、今日、明日にでも陥落するのではないかと期待に胸を膨らませていた。汪兆銘によれば、法政大学でも「たとえ授業中であっても、窓外から号外を売り歩いている鈴の音が聞こえると、教授は講義を中止し、号外を買いに行かせた」。汪兆銘は「日本国民の熱烈な愛国心は、若い私の胸中を非常に燃え立たせた」と述懐している（同上15-16頁）。さぞかし汪兆銘の中国への愛国心も刺激を受けて、大いに鼓舞されたことだろう。

速成科の修業年限は1年半であり、汪兆銘は1906年6月に300余名中2番の好成績で卒業した。本来ならば、汪兆銘は卒業と同時に帰国して、官途に就くべきであったが、さらなる知識欲に駆られていたことに加えて、後述するように、孫文に付き従って革命活動に従事するようになっていたことから、法政大学の専科に進学することとした。もっとも専科に進学する費用は、私費で賄わなければならなかったが、『法規大全』などの日本の書籍を翻訳することによって、官費の倍近くの所得を得ることができ、「友人をも助けることができるようになった」（「自述」2頁）。

汪兆銘は、当時の民法や国際私法の大家である梅謙次郎、富井政章、山田三良らの講義を熱心に聴講して、学業に励んでいたが、最も大きな影響を受けたのは、憲法学の講義だった。後

年になって、憲法学の学習が革命思想を育んだ経緯について、以下のように回想している。

私は中国国内で歴史の勉強をしていた際には、遼・金・元による中国への侵略に対して、憤慨で胸がいっぱいになったものである。清に対しても、当然のことながら同様の気持ちを抱いていたが、ただ「君臣の義」とやらの縛られていた。法政大学に留学するに至って、憲法学の学習を通して、国家の観念や主権在民の観念を得ると、かつてのいわゆる「君臣の義」とやらは一掃されてしまった。固有の民族思想がむくむくと沸き起こり、新たに得た民権思想と合わさったことで、革命への傾斜が決定的になった（同上2頁）。

また汪兆銘は大学の講義を聴講するだけでなく、明治維新の歴史に興味を抱き、特に西郷隆盛と勝海舟に惹かれて、この二人に関する書籍を読み漁っていた。汪兆銘は以下のように述べている。

……その頃、私に最も影響を与えていたのは、日本の偉人、西郷隆盛と勝海舟の両名であった。この両名がいなければ、江戸の無血開城は言うに及ばず、明治維新も成就しなかっただろうと考えていた。私は神田一帯の書店に行くたびに、この二人の偉人に関する書籍を必ずや探し集めるのであった。日曜日に上野公園に行くと、いつも心ゆくまで西郷の銅像を眺めたものである（『汪精衛先生伝』16頁）。

前述したように、汪兆銘は幼少期に父親から陽明学の薫陶を受けていたが、西郷が陽明学から深く影響を受けていたことも、西郷に惹かれる要因の一つになったことであろう。

中国同盟会への参加

汪兆銘が日本に留学していた前後、清朝の在野では、列強諸国による分割の危機の打開を目指して、二つの思想集団が生まれ、それぞれの日中国人留学生の間で支持を広げていた。一つは、康有為や梁啓超らを中心とする「保皇派」であり、清朝の存続を前提として、明治維新に倣った立憲君主制の確立を目指していた。もう一つは、孫文や黄興らを中心とする「革命派」であり、清朝を打倒して、米国のような共和制の確立を目指していた。

もともと、革命派は元来一枚岩ではなく、指導者の出身地ごとに党派が結成されており、大きく三つの党派があった。広東省出身の孫文によって1894年に結成された興中会、湖南省出身の黄興や宋教仁らによって1903年に結成された華興会、浙江省出身の蔡元培や章炳麟らによって1904年に結成された光復会である。このうち興中会と華興会は、それぞれ広東省と湖

南省で、相互の連携を欠いたまま、武装蜂起を繰り返していた。

1905年になると、日露戦争における日本の勝利と、「血の日曜日」事件を発端とする第1次ロシア革命の影響の下で、在日中国人留学生の間では、革命の気運が高まり、ひいては革命勢力の結集を求める声も大きくなった。折しも孫文が来日することとなり、これを機に、宮崎滔天の奔走もあって、興中会、華興会、光復会の大同団結が図られ、ついに同年8月に東京で中国同盟会が結成されることとなる。中国同盟会の結成を機に、在日中国人留学生の間では、革命派が保皇派を圧倒するようになった。

中国同盟会は、発足時の加盟者が300余名に上り、孫文と黄興がそれぞれ正・副会長に就任した。中国同盟会は発足に当たって、「驅除韃虜、恢復中華、創立民国、平均地権（清朝を建てた女真族を追い払い、中華を回復し、民国を創立し、土地の所有権を平等にする）」の四大綱領を掲げる。四大綱領は、孫文がかねてから唱えていた三民主義を具体化したものである。このうち「驅除韃虜、恢復中華」は民族主義を、「創立民国」は民権主義を、「平均地権」は民生主義を、それぞれ具体的に示したものにほかならない。

汪兆銘は前述したように、もとより憲法学の学習を通して、革命に傾斜していた。そうしたこともあって、孫文の来日歓迎と孫文・黄興の提携祝賀の大会が1905年8月に開催されると、同郷の胡漢民や朱執信とともに駆けつけた。汪兆銘は中国同盟会の結成大会にも参加し、孫文の演説を聴いて、かねてから孫に対して抱いていた信頼の念を確固たるものにしていく。汪兆銘の言を借りるのならば、「『この人だ！』という信念はついにわたくしの生涯を決したのである」。また孫文も、革命活動に携わったばかりの若年の汪兆銘に対して、厚い信頼を寄せ、中国同盟会評議部の議長に抜擢し、後には執行部の書記長を兼ねさせることにした。汪兆銘は「白面（筆者注：年が若く、経験が浅いこと）の青年を抜擢された孫先生の知己恩愛を一生忘れることはできない」と述べている（『汪精衛自叙伝』15、17頁）。

1905年11月には、中国同盟会の機関誌『民報』が発行されることになった。『民報』を舞台に、汪兆銘も文才を如何なく発揮することになる。汪兆銘はその際、兆銘という本名ではなく、精衛という字（成人男子が実名以外につけた名）で寄稿した。精衛とは、夏を司る炎帝の娘が東海で溺死して、鳥に生まれ変わった際の名である。精衛という鳥は、溺死を恨みとして、常に西山の木石をくわえて東海を埋めようとしたとされる。汪兆銘は革命を、西山の木石で東海を埋めるように成功を期し難い事業であることを自覚した上で、「革命の礎石としていや捨石となるのが、わたくしの理想であり雅号に精衛とつけた所以である」と述べている（同上21頁）。

さて、『民報』の発行部数が4、5万部に上り、ひそかに中国国内に持ち込まれて、大きな影響力を及ぼすようになると、同紙に健筆をふるっていた汪兆銘の名も広く知られるようになっていく。

た。当時、汪兆銘の長兄は両広総督・岑春煊の軍司令部で勤務していたが、汪の名は岑の耳にも入るようになった。「ある日、岑春煊が酒に酔って、長兄に私を差し出すように強く要求した。差し出さなければ、大変なことになるとのことだった」（「自述」2頁）。中国の歴代の王朝は、一人が罪を犯すと、その九族も同じく咎めるという法を定めてきただけに、長兄はさぞかし焦燥感に駆られたことだろう。

また前述したように、当時、長兄は父親代わりとして、汪兆銘の許嫁を決めていた。許嫁となったのは、長兄の同僚にして、友人でもある劉子蕃という人物の妹であった。汪兆銘は長兄の手紙から、こうした顛末を知るに及んで、「家庭の罪人」という名で、以下のような絶縁状をしたためている。

……事すでに発覚した以上、謹んで自ら宗族関係を断つことで、累が及ぶのを避けたく存じます。一族には子弟が多いので、どうしてこの私一人を惜しむ必要がありましょうか。たとえ国のために血を流そうとも、この志ばかりは死しても朽ちることはありません。ただ寡婦となった兄嫁と、父親を喪った姪に対してだけは、よく慰めてやって下さい。さもないと、死んでも死にきれないでしょう。これは罪人がいちいち言明する類のことではありませんが、劉氏の御令嬢と交わした婚約については、罪人が宗族関係を断ったからには、この婚約関係もしたがって断たれるべきでしょう。よって今日限りで婚約の解消を請う次第です（同上2頁）。

汪兆銘はこうして家族と絶縁状態になったが、辛亥革命が勃発すると、「家庭の罪人」という立場は一変して、故郷へ錦を飾る立場になった。辛亥革命の翌年の1912年に、汪兆銘は、革命の同志でもあり、大恋愛の末に結婚に至った陳璧君を伴って、故郷に戻り、家族との再会を果たした。

しかし汪兆銘は、元許嫁が婚約の解消に反対しており、自らの帰郷時にも未婚であることを聞きつけるに及んだ。汪兆銘は「まさに古人が言うように『私は伯仁を殺していなくても、伯仁は私のために死んだ（筆者注：他人の死に対してなにかしかの責任を負っている）』ということだと考え、胸が詰まる思いがした」。当時の社会環境の下では、婚約を解消された女性は縁起が悪いと見なされ、生涯未婚で終わり、家族からさえも厄介者扱いされてしまうことが、多々あったのである。それだけに、その後、元許嫁が無事に結婚したということを知ると、「ようやく心落ち着けるようになった」（同上2頁）。

前述したように、汪兆銘は、母親に対する思慕と同情の念から、伝統的な婚姻制度を否定するに至った。さらに元許嫁に対するこうした罪責感からも、そうした制度を一掃しようという

意志を新たにしたにちがいない。陳璧君との恋愛結婚の実践は、汪兆銘にとって、まさにそれ自体が革命の実践でもあったのだと言えよう。

民主主義論

『民報』で展開された汪兆銘の民主主義論の一端を紹介することにしよう。ここで注意すべき点は、汪兆銘は当時、梁啓超らの保皇派を相手に盛んに論戦を繰り広げて、革命を正当化していたが、そうした論戦の過程で、民主主義論をも唱えていたということである。

梁啓超は当時、立憲君主制を唱えていたが、その確立はあくまでも遠い将来のことだとして、当面のところはその準備段階としての「開明専制」、すなわち英邁な皇帝による独裁政治を唱えていた。梁啓超に言わせれば、革命派が目指す共和制など論外以外の何物でもなかった。というのは「数百年間も専制政体の下で育まれてきた人民は、自治の習慣に乏しく、共同体の公益を理解せずに、ただ個人主義に基づいて私事を営むことしか知らない」からである。梁啓超は、共和制が実現されれば、結果的にいたずらに混乱を招くばかりとなり、やがて「民主専制政体」が確立されるにちがいないと予測している。「民主専制政体」とは、人民が安定と引き換えに、「政治上の自由を一人の手に委ねる」ことによって成立する政治体制にほかならない（「開明専制論」11頁）。

なお、こうした梁啓超の予測は見事に的中したとあってよいだろう。共産党が国民党との内戦で勝利を取めた20世紀半ば以降、人民は曲がりなりにも安定を享受するようになったものの、安定と引き換えに「政治上の自由を一人の手に委ねる」ことを強いられてきた。その「一人」とはほかならぬ毛沢東であり、鄧小平である。鄧小平の死後には、人民は「一人」ならぬ政治局常務委員の「数人」に「政治上の自由」を委ねることになったが、昨今また習近平「一人」にそれを委ねつつある。

話を元に戻すことにしよう。汪兆銘は梁啓超の所論に対する反論として、どのような民主主義論を展開していたのだろうか。例えば、おおよそ以下のように述べている。

……自由・平等・博愛の三者は人類の普遍性に根差したものである。人種によってその併せ受ける量の多寡があるに過ぎない。梁啓超は独断的に、我が国民には有史以来全く自由・平等・博愛の思想がなかったと述べる。しかしそれは、春秋時代から戦国時代に至るまでに、我が国民の精神が消耗され尽くしたからにほかならない。本来、我が国民にも自由・平等・博愛の精神が備わっているのである。民権や立憲はこの精神に基づく制度である。それ故に我が国民も必ずやこうした制度を確立することができるだろう（「駁新民叢報最近之非革命論」29頁）。

こうした汪兆銘の民主主義論は、論理構成の点で、ルソーの人民主権説の影響を受けていたと言えるだろう。ルソーが人類の自然状態における自由・平等を立論の出発点としていたように、汪兆銘もまた人類の普遍性に根差す自由・平等・博愛を出発点としていたのである。

もっとも、当時の汪兆銘が梁啓超らを論破するために、ルソーの人民主権説のみならず、それとは全くパラダイムが異なる様々な学説をも縦横に引用していたことには注意を要する。例えば、梁啓超がボルンハックや穂積八束の国家客体説（君権絶対主義の立場に立つ理論）に依拠すれば、汪兆銘はそれと対立するイェリネックや美濃部達吉の国家法人説（君主を主権者ではなく、国家法人の代表機関とする理論）に基づいて、反論するといった具合である。要するに、当時、汪兆銘は日本語の文献を介して、民主主義を志向する西欧の様々な思潮から影響を受けていたといっていよう。

II. アナーキズムの影響

摂政王・載灃の暗殺の企て

『民報』は発刊から一年を迎える頃には、華僑社会だけでなく、中国国内にも大きな影響を及ぼすようになった。その結果、中国国内の中国同盟会の加盟者は1万人余りに達し、失敗に終わったものの、同会の結成後初となる武装蜂起を引き起こすまでになる。こうした事態を受けて、清朝政府は日本政府に対して、中国同盟会関係者の追放を強く要求するようになった。当時、日本政府は日露戦争の終結直後だっただけに、清朝との関係を悪化させることを望まず、要求を受け容れることにした。こうして『民報』は停刊処分を受け、中国同盟会関係者は新たな活動拠点として、華僑が多い東南アジアを選択することになる。汪兆銘も06年に香港を経て、東南アジアへと向かい、各地を転々とするようになった。

中国同盟会はその後、しばらく苦境に立たされる。孫文は、中国同盟会の成立から、1911年の辛亥革命の勃発に至るまでの数年間、海外から武器弾薬を購入しては、前出の武装蜂起を含めて、湖南省や広東省で計10度にわたって武装蜂起を試みていた。しかしいずれも鎮圧されて、失敗に終わっていたのである。

武装蜂起が失敗に終わっても、孫文自身は決して意気阻喪することなく、次の武装蜂起を計画・指導したり、華僑から軍資金を集めたりするために、東南アジアと欧米と中国との間を奔走していた。また汪兆銘も決して意気阻喪することなく、孫文の命に従って東南アジアに留まり、革命の宣伝に携わったり、華僑から軍資金を募ったりしていた。汪兆銘が生涯の伴侶となる陳璧君と知り合うのはちょうどその頃である。陳璧君は現在のマレーシアのペナンに在住する富裕な華僑の子女であった。

もつとも、度重なる武装蜂起の失敗は、中国同盟会を内外から揺るがすに至る。外部からは、梁啓超らの保皇派が、孫文や汪兆銘らを「遠距離革命家」呼ばわりしていた。すなわち、孫文や汪兆銘らの指導者は、下々の人々を騙して、武装蜂起に決起させ、いたずらに死に追いやりながらも、自分たちは豪華な大邸宅で優雅に暮らしていると言い立てたのである。一方、内部からは、光復会派の章炳麟らが、孫文を公然と非難するようになり、分裂の傾向と士気の低下が顕著になっていた。清朝政府は中国同盟会をめぐるこうした情勢の推移を見逃すことなく、1908年になると国会開設など立憲政体への移行を約束するようになり、革命派の切り崩しを図るようになる。

汪兆銘は、再び中国同盟会の団結を固め、士気を高めるためには、自ら率先垂範して、清朝政府の要人を暗殺するしかないと思いつめるようになった。そしてついに志を同じくする黄復生、喻紀雲、陳璧君らとともに暗殺計画にとりかかる。一方、孫文や黄興らは汪兆銘の暗殺計画を知るや、即座に反対し、思いとどまるように何度も諭した。特に胡漢民は無二の友人であっただけに、「暗殺が革命の前途を阻む」とまで述べて、何とか翻意させようとしている（『汪精衛先生伝』51頁）。以下に汪兆銘が胡漢民に宛てた手紙の一節を引用することにしよう。

……このこと（筆者注：要人の暗殺）が我が党の活力を損なうと述べられておりますが、その論拠は薄弱です。（中略）暗殺について言うと、三名ほどの熱血な同志の生命を犠牲にするだけであります。どうして活力を損なうことになるのでしょうか。もしこの数名の生命をさえ惜しむのならば、革命団体をわざわざ組織するには及ばないでしょう。例えば、ご飯を炊くには、薪を燃やさなければなりません。薪が燃え尽きると、ご飯は炊き上がるわけです。もし薪を惜しむのならば、どのようにしてご飯は炊き上がるのでしょうか。（中略）兄には小生を愛する故に、無理を通して真心からではないことを述べられないようお願い申し上げます（同上53-54頁）。

ご飯の炊き上がった状態が革命の成就だとすると、薪を燃やすことは要人の暗殺にほかならない。上記の手紙の一節からも明らかなように、汪兆銘の暗殺への決意はたいへん固いものであった。

もつとも、孫文や胡漢民にいわせれば、薪を燃やすことの中には、要人の暗殺だけではなく、武装蜂起をも含めてしかるべきであった。なぜ汪兆銘は様々な反対の声に耳を閉ざしてまで、暗殺にこだわったのだろうか。その点に関して、李志毓は、汪兆銘が当時、アナーキズムの影響を受けていたからだと指摘している。アナーキズムとは、国家権力など全ての政治的権力を否定し、個人の自由を絶対化する思想である。当時、ロシアのアナーキスト・グループは

バクーニンの思想を奉じて、テロリズムによる直接行動主義を重視する傾向を有していたが、それは汪兆銘をも含む中国の革命派の青年にも大きな影響を及ぼしていたのである（李志毓，2014，10頁）。

汪兆銘は1910年2月、同志とともに北京に潜入して、要人の暗殺の機会をうかがうようになった。暗殺のターゲットとして複数の皇族をリストアップしていたが、紆余曲折を経て、最終的に皇帝・溥儀の父親であり、摂政王でもあった載灃に絞り込んだ。汪兆銘らは、北京の街の一角に写真屋の看板を掲げて、爆弾の製造に努めるかたわら、載灃の参内ルートを調べ上げて、爆弾を埋設する場所を検討した。そして爆弾の開発に成功すると、載灃が通行する銀錠橋の下に爆弾を埋設することにし、橋の付近にあった家屋を間借りして活動拠点とした。汪兆銘らは深夜に爆弾を埋めたり、発火のための電線を通したりしようとしていたが、作業がなかなか進まず、三日目の深夜に入ったところで、ついに近所の男性から作業の様子を目撃されるに至った。こうして暗殺計画は、軍警当局の探知するところとなり、未遂に終わる。

獄窓

汪兆銘らはなんとか現場から逃げおおせることができた。すぐに逮捕される心配がなかったことから、汪兆銘と黄復生の両者は北京に留まって事態を見守ることにした。一方、陳璧君や喻紀雲らは北京を離れて、次の暗殺計画の準備にとりかかることにした。しかし爆弾の部品から足が付き、1910年3月になるとついに写真屋に兵卒らが踏み込んできて、汪兆銘と黄復生の両者は逮捕されてしまう。

汪兆銘は遠からず死刑が科される境遇に陥った。しかし汪兆銘はもとより刑死を覚悟していたことから、黄復生をかばおうとしこそすれ、減刑の嘆願など一切行なわなかった。供述書においても、当時清朝が実現を図ろうとしていた「立憲君主制について言うと、それによって救国の目的を達成するなど不可能である」と述べるなどして、平素の信念を毅然と表明している（『汪精衛先生伝』62-63頁）。

汪兆銘は載灃の暗殺に失敗したが、それでも所期の目的の一つである中国同盟会の士気を高めることには成功したと言える。例えば、パリで発行されていた中国同盟会の機関誌『新世紀週刊』には、以下のような汪兆銘の刑死を悼む一文が掲載されている。

知らせがやって来て、小生もまた耳にしたが、はからずもそれは汪先生に関することであつた。（中略）小生は汪先生の後につき従つて死に就くわけではなく、ただ主張するばかりで、恥を覚える次第である。ああ、かの人は容貌が柔和であり、莊重にして純粹であつたが、ついに凶刃に倒れてしまった。顔を覆つて号泣するばかりで、言葉にすること

などできようか！（同上68頁）

当時、清朝の民政部尚書であった肅親王が、事件の処理の責任を担っていたが、死刑を主張する載澧を説き伏せて、汪兆銘らを終身監禁の処分とすることにした。汪兆銘らを刑死させれば、再び士気が高揚した革命家たちを冒険的行動に駆り立てることになり、ひいては立憲君主制の確立によって革命派の切り崩しを図るという目論見が潰えることになると考えたからである。

また、肅親王は清朝政府の中では開明派に属しており、汪兆銘の供述書に心を動かされたことも寛大な処分を決断する動機になったと言えるだろう。肅親王は、優れた人物と見込んだ汪兆銘らを、なんとか自らの力で清朝の支持者に「転向」させようと考えたのである。そのために肅親王は自ら頻繁に獄中の汪兆銘らのもとを訪れるようになる。汪兆銘は後年、肅親王とのやりとりを以下のように回想している。

私の生命を救ったのは肅親王である。肅親王は私に革命への決意を捨てさせるために様々な方法を用いた。ある時には、私を死刑執行場まで連れて行き、革命への決意を翻すように迫った。肅親王はしょっちゅう牢獄に足を運んでは、私と天下の大事や詩歌について議論を交わした。（中略）私はこの頃のことを思い返すたびに、肅親王という清朝末期の偉大な政治家について思いを致すのである（同上74頁）。

このように汪兆銘もまた敵ながら、肅親王を尊敬してやまなかったのである。もっとも肅親王の訪問を頻繁に受けたからといって、汪兆銘らの獄中生活が過酷なものであることには変わりがなかった。汪兆銘は特に貧相な食生活に悩まされたようであり、以下のように回想している。

……当時の北京の監獄は、囚人の待遇を改善して日がまだ浅く、かつてに比べればかなり人道的になっていたものの、私の足には依然として足枷がはめられていた。毎日二食が供されたが、古米で腐っていて、脂肪質などがとうに抜け落ち、黄みがかった玄米が一椀、大根の塩漬けが一皿、スープが一杯であり、五日に一度豆腐が食べられた。これでもかつてよりはるかにましになっていたのである。しかし当時の私は血気盛んな青年であったことから、終始腹をすかせてひもじい思いをしていた。肉が食べられるのは一年に三回だけであり、端午と中秋と元日であったが、特に元日には一人につき一斤の肉が配給された。獄中で迎えた正月の際には、一切を忘れて、肉をむさぼり食べた（同上74頁）。

汪兆銘の終身禁固の刑が定まると、早速救出に向けた動きが始まる。汪兆銘が死刑を免れたとはいえ、過酷な獄中生活を生涯にわたって送らねばならないことから、絶望感に駆られて自殺する危険性があったからである。特に陳璧君が熱心に動いており、親族から多額の金銭を工面した上、北京まで赴いた。そして逮捕の危険を冒してまでして、獄吏を通して手紙を汪兆銘のもとに届けている。汪兆銘は手紙を受け取ると、詩を賦して陳璧君に送ることとしたが、その際の情景について以下のように記している。

私が北京の獄中であって、厳冬の風雪のために夜になっても寝付けなかった時のことである。獄吏が私を軽くたたいて、一片の紙切れを見せてくれた。その紙切れはしわくちゃに折りたたんであり、文字を判別することができなかったが、灯火に近付けて念入りに見ると、なんと陳璧君の筆跡であった。獄吏は私の耳元に口を寄せて、この紙片は転々と人手を渡って届けられたものであると言い、返事を書くように促した。私は返事を書こうとしたものの、露見を恐れて、にわかには何と書いてよいものやら分からなかった。(中略) 陳璧君の手紙には(筆者注:逮捕と刑死を覚悟して)「死を忍ぶことしばしの間」云々と書いてあったが、彼女が北京に留まれば、禍を招きかねないことを慮って、詩の中で立ち去るように厳しく促した。陳璧君の直筆の手紙を手元に留めておくことはできなかったが、捨てるには忍び難かったので、飲み下すことにした(同上82頁)。

陳璧君からの手紙は、まさに汪兆銘にとって、絶望の闇に差し込む一条の光のように映ったことだろう。汪兆銘はそれから数か月後に突如釈放されるが、その後、ともに試練を乗り越えた陳璧君と婚礼を挙げて、生涯の伴侶とするに至る。

汪兆銘が釈放されたのは、辛亥革命の勃発のためである。1911年4月に黄興の指導の下、広州で武装蜂起が行われた。清朝政府軍の反撃によって失敗に終わったものの、これが事実上、革命の狼煙を上げることとなる。同年5月に財政難に陥った清朝政府が、民営であった鉄道を国有化して、これを担保に四国借款団(ドイツ・徳華銀行、フランス・インドシナ銀行、イギリス・香港上海銀行、アメリカ・モルガン商会などにより構成)から多額の融資を受けようとしたことに対して、湖南、湖北、広東、四川の各省で広範な反対運動が起こり、特に四川省では大規模な武装闘争に発展した。同年10月に入ると、四川省の武装闘争の鎮圧のために、湖北省駐在の清朝政府軍に動員命令が下った。しかし、当地の軍の内部で密かにオルグ工作を進めていた革命派が、ついに武昌で蜂起に踏み切ったところ、革命の波はたちまち南方を中心に全国の諸省に波及する。清朝政府は、遅きに失した感があったものの、革命派を手懐けて事態を収拾するために、獄中にあった革命家を全て釈放することにした。こうして汪兆銘らは同

年の秋に、ほぼ一年半ぶりに娑婆に出られることになったのである¹⁾。

孫文と袁世凱の提携

武昌での武装蜂起は、3か月足らずの間に、南京を首都とする中華民国の成立にまで行き着いた。1912年1月1日のことである。一方、孫文は武昌での武装蜂起の一報を米国滞在中に知った。しかしすぐさま帰国せず渡英して、交渉の末に四国借款団から清朝政府への融資の中止の決定を引き出し、清朝政府が革命派に反撃する際に必要となる財源を断ち切ることに成功した。孫文はこうした成果を手土産に、1911年末に帰国して、臨時大総統に選出される。

なお、孫文の臨時大総統就任宣言書は、汪兆銘の代筆によるものである。汪兆銘によれば、孫文は宣言書を一字一句たりとも改めようとしなかったが、それは汪兆銘にとって「全く意外な喜びであった」。また汪兆銘によれば、宣言書における「文明国の尽くすべき義務を尽くして、文明国の享受すべき権利を享受する」という一節は、法政大学の「山田三良先生が国際私法の講義の時『諸君はしきりと治外法権撤廃、領事裁判の廃止を叫ぶが、列国にこれを要求する前にまず、国際社会の一員としての義務を尽くさなくてはいけない』といわれた言葉を拝借し」たとのことである（『汪兆銘自叙伝』54頁）。

さて、中華民国が成立し、革命派は全国18省中14省を掌握していたものの、戦力不足から清朝政府を打倒するまでには至らなかった。一方、清朝政府の方も、革命派に反撃するに当たって、忠誠心が定かではない袁世凱に再出馬を請う事態にまで追い詰められていた。袁世凱は、日清戦争の敗北後、軍の近代的改革の推進を通して、北洋軍閥の巨頭となった。なおこの時の袁世凱の配下の部将が、中華民国時代に軍閥となる。その後、袁世凱は直隸総督兼北洋大臣となり、権勢を極めたが、女真族の高官から嫉視されて、失脚を余儀なくされていた。しかし辛亥革命の勃発によって、革命派との内戦が差し迫ると、再出馬を請われ、1911年11月に内閣総理大臣となり、軍事と政治の実権を握った。

中華民国政府と清朝政府の南北対立は膠着状態に陥っていたが、ここで事態打開のための奇策が浮上する。袁世凱が、まだ幼子であった宣統帝を退位させることと引き換えに、孫文に代わって大総統に就任するというものである。汪兆銘はこの奇策の実現のために奔走した一人である。汪兆銘は出獄後、袁世凱の腹心・楊度と国事共済会を組織し、孫文の代理として、袁世凱側と秘密裏に協議を重ねていたのである。こうした汪兆銘の暗躍もあって、孫文と袁世凱との間で密約は合意に達した。袁世凱の圧力の下で、宣統帝が1912年2月に退位の詔書を宣布すると、その直後に密約に従って、孫文が臨時大総統辞職を表明し、続いて3月に袁世凱が臨時大総統に就任した。

辛亥革命の挫折

革命派は、袁世凱に大總統のポストを譲渡しても、元来清朝の要人であった袁を信用せず、その独裁化を警戒していた。そこで首都の決定に当たって、袁世凱の影響力が強い北京ではなく、革命派の影響力が強い南京を選択していた。しかし袁世凱は、配下の兵士到北京や天津で暴動を起こさせ、治安回復まで北京を離れるわけにはいかないという口実の下に、南京行きを拒否するに至った。革命派は妥協を余儀なくされ、1912年4月に北京への首都の再移転を受諾する。

革命派は、首都の決定については妥協を余儀なくされたものの、袁世凱の独裁化を防止する切り札として、憲法草案ともいうべき「中華民国臨時約法」を制定する。「中華民国臨時約法」は主権在民を謳い、議院内閣制を採り入れて、國務総理に大きな権限を付与するものであったが、こうした条項を通して、大總統の権力に法的な制約を加えようとしたのである。「中華民国臨時約法」に基づいて国会が開設されると、革命派は、宋教仁のイニシャチブの下で、秘密結社だった中国同盟会を、他の諸党派をも巻き込みながら、議会政党・国民党に改組して、政党政治の実現を目指すことになる。

なお、汪兆銘は当時、国民党に批判的であった。その理由について汪兆銘は後年、以下のよう述べている。

辛亥革命が起こり、総理（筆者注：孫文を指す）が南京で臨時大總統に就任すると、当時、幾人かの同志（筆者注：宋教仁らを指す）が総理に対して、「目下、民族主義と民権主義が実現しましたが、民生主義は、国外では列強の憎悪を招き、国内では社会の猜疑心を引き起こしています。やはり（筆者注：民生主義の実施を）延期すると言明した方がよいのではないのでしょうか」と述べた。総理がこれ聞いて憤然として「私がもし民生主義を主張しなかったのならば、革命には及ばなかつただろう」と言った。しかるにこれらの同志は、最後まで総理の忠言を聴き入れなかつた。民国元年（筆者注：1912年）、北京では（筆者注：宋教仁らが）公然と無数のもぐりの政客を巻き込み、強引に中国同盟会を国民党に改組してしまった（「我們怎樣實行三民主義」第3巻124頁）。

宋教仁の指導下にある国民党は、汪兆銘からは不評だったものの、袁世凱にはかなりの脅威に映っていた。国民党は1913年2月に実施された第1回国會議員選挙で、半数に近い議席を獲得して第一党となり、宋教仁が國務総理に選出される見通しになったからである。そこで袁世凱はついに刺客を放って、宋教仁を同年3月に上海駅頭で暗殺するという挙に出た。そして脅迫と賄賂を交えて、国民党議員の切り崩し工作を行ない、さらには国民党の軍事的地盤を弱

体化する措置をとった。こうした事態を受けて、孫文は同年7月に第二革命を起こす決意を固める。しかし南方各地で蜂起した軍勢がいずれも敗北を喫して、孫文は日本への亡命を余儀なくされている。

袁世凱は第二革命を粉碎すると、国民党を解散させ、さらには国会を機能停止に追い込み、「中華民国臨時約法」に代わって、新たに「中華民国約法」を制定して、大總統の権限を大幅に強化した。袁世凱の最終的な野望は、自ら皇帝になって、新たな王朝を開くことにあったことから、1915年になると君主制の復活を画策するようになった。しかし同年5月に袁世凱は、ドイツの山東権益の日本への譲渡を含む対華21ヵ条要求の大半を受諾したことから、ナショナリズムに燃え立つ世論の批判を浴びるようになる。そして同年末には、君主制の復活に反対して、雲南省をはじめ各地で武装蜂起が相次ぎ、第三革命が起こる。列強諸国の反対もあって、ついに袁世凱は16年3月に君主制の復活の取消しを宣言せざるを得なくなり、その直後に憂悶の中に急逝した。

袁世凱の死後、「中華民国臨時約法」と国会が回復されたものの、依然として有名無実の存在に過ぎなかった。全国各地に大小の軍閥が割拠するようになったからである。袁世凱が率いていた北洋軍閥は、袁の死後、段祺瑞らを中心とする安徽派と、馮国璋らを中心とする直隸派に分裂し、前者は日本の支援を、後者は英米諸国の支援を、それぞれ受けていた。その他の有力な軍閥には、日本の支援を受けていた張作霖の奉天派があった。北京政府の実権は、安徽派と直隸派の対立に奉天派が絡んで起こるその時々の内戦の勝者の手に落ちたが、政権はいずれも短命に終わっている。なお、政局混迷の間隙について、1917年には清朝復活のクーデター未遂事件が起こった。

一方、孫文は第二革命が失敗に終わると、日本に亡命し、1914年7月に革命のための秘密結社「中華革命党」を結成している。第三革命が起こると、帰国し、袁世凱の死後には、北京から逃れてきた一部の国会議員や、西南地方を地盤とする中小の軍閥とともに、1917年9月に広東省で政府を設立した。孫文は北京の軍閥政権に対抗して、「護法（「中華民国臨時約法」の擁護）」を旗印に掲げて、翌年にかけて護法戦争に踏み切る。しかし孫文の政治基盤は、日和見的な軍閥に支えられていたことから、常に不安定であった。孫文は提携した軍閥の裏切りに幾度もあっては、その都度政府の大幅な改組を余儀なくされていたのである。

「修養の時代」

汪兆銘にとって、辛亥革命の挫折によって政治情勢が混沌とする「民国元年（筆者注：1912年）から民国10年（筆者注：1921年）までの間は修養の時代だった」（『汪精衛先生伝』119頁）。辛亥革命直後から、汪兆銘は政治の表舞台に立つことを極力避けるようになり、フラン

ス留学の熱意に突き動かされていた。前述したように、汪兆銘はかねてから近代的な系統だった教育の欠如を嘆いていたが、日本留学だけではとうてい飽き足らなかったのである。そこで、孫文と袁世凱の提携を見届けたのを機に、12年8月にフランス留学に旅立つことにした。汪兆銘はパリ郊外のモンタルジに居を構えると、家庭教師からフランス語を習いながら、社会科学や文学に関する書籍を読んだり訳したりするほか、後述するように「教育救国」活動に携わるようになる。

一方、孫文は、有能な部下である汪兆銘を手元に留め置きたかった一心から、渡仏に強く反対していた。そこで、汪兆銘は孫文宛の手紙に「仮に（筆者注：フランス留学について）師友の同意が得られなくても、数年前に暗殺を執行した時のように、ただ行方をくらまして渡航するだけでしょう」とまで書き連ねるようになる（『汪精衛生年記』24頁）。孫文とて、ここまで固い決意を示されては、渡仏に同意せざるを得なかっただろう。

もっとも汪兆銘は当時、たとえ渡仏をとりやめたとしても、孫文の政治活動からは距離を置いていたにちがいない。アナーキズムの影響もあってか、政治的な役職に就くことを極力避けていたからである。前述したように、汪兆銘はアナーキズムの影響の下に、摂政王・載灃の暗殺未遂事件を引き起こした。汪兆銘は1912年2月に、アナキストの李石曾が主宰する「進徳会」に入会するが、その重要な会則は「官職に就かない」というものだった。汪兆銘は当時、革命派から広東都督に推されていただけでなく、袁世凱からも総統府高等顧問の誘いを受けていた。しかし「進徳会」の「官職に就かない」という会則を守るためか、いずれも固辞している。

汪兆銘はフランスで勉学三昧の生活に終始していたわけではなく、アナーキズムの影響の下で、蔡元培、呉稚暉、李石曾らとともに「教育救国」の活動にも携わっていた。アナーキズムが目指す権力機構や法律に依拠しない相互扶助の社会は、自立と友愛の精神に満ちた人々の自発的な結合に基礎を置いているが、アナキストは元来そうした人々をはぐくむ教育の重要性をも訴えていたのである。汪兆銘らは「教育救国」活動の一環として、各種の雑誌を発行したほか、在仏中国人学生のために互助会や「中仏リヨン大学」などを設立した。

汪兆銘は、フランス留学がそもそも「教育救国」の活動のためだったとして、以下のように述べている。

……私の志についてですが、革命後の最大の希望として、言論や出版の自由によって、真理を広め、国民の思想を変えたいのです。こうしたことを追求しないのなら、革命に従事してきた意義などなくなってしまうでしょう。それ故に、はばかりことなく全てを投げ捨てて、こうしたことに尽力しようとしているのです。その際、勉学しながら、それによつ

て得たところのものを国民に紹介するのが良いでしょう。この度のフランス行きもそのためにほかなりません（「答某君書」2頁）。

汪兆銘が「国民の思想を変えたい」と意気込んだのは、中華民国成立後の様々な困難を克服するためであった。特に問題視していたのは、国民が三民主義に関して偏った理解をしていることであった。汪兆銘は以下のように呉稚暉宛ての私信で述べている。

……十年余り、私たちは三民主義を主張してきましたが、議論と運動がもとより排満（筆者注：満州族、すなわち女真族を排斥すること）に偏っていたことから、国民が受容した思想もとりわけ排満が多くなりました。（中略）国民の思想がその程度に過ぎないのなら、国民の行動もその程度に過ぎなくなってしまうでしょう（李志毓，2014，34頁）。

民族主義の骨子である「排満」そのものは、明朝の滅亡と清朝の成立の頃から唱えられてきた思想だったことから、革命派の人々からはもとより、一般国民からも比較的受容されやすかったのだろう。一方、民権主義や民生主義は新たに唱えられた思想だったためか、革命派の人々からさえあまり言及されず、一般国民に至ってはほとんど受容されることがなかった。こうした国民の思想状況を反映して、民族主義に基づく清朝の打倒は成功したものの、民権主義や民生主義は有名無実化して、袁世凱の独裁や軍閥の割拠を許す状態に陥ってしまった。そこで汪兆銘は民権主義や民生主義を実現する上で必要な西欧の思想を広めて、「国民の思想を変えたい」と熱望するに至ったのだろう。なお、前述したように、汪兆銘が宋教仁の指導下にあった国民党に対して批判的だったのも、同党が民生主義を放棄していたからにほかならなかった。

李志毓が指摘するように、汪兆銘の「教育救国」の考え方は、新文化運動のそれに類似しているといっただろう（同上45頁）。中国の知識人は、辛亥革命にかけた希望が裏切られるのを見届けると、新たに救国の活路を求めするために、新文化運動を起こした。すなわち「デモクラシーとサイエンス」というスローガンの下で、近代西欧を模範とする知的啓蒙運動を起こして、汪兆銘と同様に「国民の思想を変えたい」と意気込んだのである。なお、新文化運動はその過程で五四運動を導き出し、中国共産党を生み出す思想的基盤を準備している。

汪兆銘は、フランスでの「教育救国」の活動に、常に心安んじて専心していたわけでは決してなく、中国の政治情勢の変化に心を揺さぶられては、居ても立ってもいられなくなる時があった。とりわけ中国で重大な事件が勃発すると、帰国して孫文の下に馳せ参じている。1913年には宋教仁の暗殺後から第二革命の失敗まで、15年には対華21カ条要求の受諾後から年末

まで、それぞれ数か月間中国に滞在していた。

汪兆銘は、1917年以降は基本的に中国に留まり、広東省での政府の設立や改組、並びに護法戦争などに関与していた。しかし「官職に就かない」というモットーを守ってか、広東政府から秘書長への就任の要請があっても固辞している。また広東政府がパリ講和会議に代表を送ると決定した際、汪兆銘は代表への就任を要請されたが、固辞して、民間人の身分で同会議に参加した。

汪兆銘はようやく1921年になって政治的役職、すなわち広東省教育会の会長に就任することを承諾した。それでも就任に当たって、会長職には「官吏の性質が全くなく、政治的な悪習が全くない」ことをわざわざ強調して（李志毓，2014，54頁）、モットーに反しているわけではないと弁明していた。しかしこれを機に、長い「修養時代」は終わりを告げ、汪兆銘はいよいよ孫文の側近として、政治の表舞台に再び舞い戻ることになる。

III. 反共と反蒋介石：訓政時期の民主化論

国共合作

汪兆銘が再び政治の表舞台に舞い戻ったのは、奇しくも中国内外の政治情勢に一大変化が生じ、それに伴って孫文の政治路線も大転換を遂げる時期に当たっていた。

孫文は、1919年5月に発生した五四運動を目の当たりにすることにより、これまでの愚民的な民衆観を改めるに至る。五四運動とは、新文化運動を背景に、ロシア革命に触発された学生や労働者が、パリ講和会議でドイツの山東権益の日本への譲渡が決定されたことに憤激して、全国で展開した反日運動のことである。北京政府は五四運動の圧力を受けて、同年6月にベルサイユ条約調印を拒否すると声明せざるを得なくなった。孫文はこうした民衆パワーを目の当たりにして、同年10月に秘密結社の中華革命党を、広範な国民的基盤を擁する政党、すなわち中国国民党に改組することを決意する。

一方、その頃、軍閥間の戦争は以前にもまして熾烈になっていた。米国の主導によって1921年から22年にかけて、東アジアに新たな地域秩序、すなわちワシントン体制が成立したためである。確かにワシントン体制の下で、懸案だったドイツの山東権益が中国に返還されたばかりでなく、さらには中国の領土保全が日本を含む列強諸国から保障されることになった。しかし中国にとって、ワシントン体制は諸刃の剣であった。直接的な武力干渉を封じられた列強諸国は、各地の軍閥を通して、自国の権益の拡大しようとした挙句、軍閥間の戦争を煽るに至ったからである。軍閥間の戦争の激化に伴って、軍閥を怨嗟する民衆の声が中国全土で沸き立つようになった。

孫文はそうした民衆の声に応えるかのように、「護法」を掲げて、北京政府を支配する直隸派に対して軍事行動を開始した。しかし1922年6月に直隸派と内通していた配下の広東軍閥の陳炯明から反乱を起こされるに至り、広東政府は瓦解する。孫文は九死に一生を得て、上海に脱出した。

これを機に、孫文は日和見的な軍閥に依拠しながら、「護法」の実現を目指すという方針を放棄することにした。そして新たにソ連・コミンテルンや中国共産党と提携しながら（「連ソ・容共」）、「国民革命（軍閥の打倒による中国統一、並びに軍閥の背後に控える帝国主義の打倒による主権回復を目指すナショナリズム運動）」の実現を目指すという方針を採用する。

ここで、「連ソ容共」について一瞥しておこう。1917年11月にロシア革命が勃発して、ソ連が成立した。ソ連は19年と20年にカラハン外務人民委員代理の名で、帝政ロシアが中国から奪った利権を無償で返還することなどを宣言し、中国国民から熱狂的な歓迎を受けた。その後、ソ連は世界共産主義革命のための国際組織として、コミンテルンを設立する。コミンテルンは新文化運動や五・四運動の指導的立場にあった陳独秀や李大釗らに対して、中国共産党を結成するように働きかけた。こうして1921年7月に中国共産党が正式に設立されることとなり、初代のトップには陳独秀が就任している。なお、20世紀後半に中国を独裁支配することになる毛沢東は、創設メンバーの一人として、中国共産党第1回全国代表大会に湖南省の代表として出席していた。

一方、コミンテルンは当時、各国で共産党の設立を推進するかたわら、帝国主義に抵抗する植民地の民族解放勢力と提携する方針も立てていた。コミンテルンはそうした方針に基づき、国民党を中国の民族解放勢力であると評価して、孫文に接触を試みていたが、ついに孫から提携に応じるとの返事を引き出すことに成功する。こうして国民党の「連ソ容共」の方針が定まったのである。

1924年1月に広州で開催された国民党第1回全国代表大会（一全大会）で、国共合作は正式にスタートした（第一次国共合作）。国共合作の形式は、共産党員が個人の資格で国民党に入党するというものであり、李大釗や毛沢東らの共産党員は国民党の要職に就任することになった。

また孫文は、ソ連の顧問の助言の下で、ソ連共産党に倣った国民党の改組にも踏み切る。換言すれば、ソ連共産党のように、国民党が「民主主義的集権制度」に基づいて、政府や軍を指導するというシステムの確立を目指したのである。ただし孫文個人のために設けられた総理の地位は、中華革命党以来の慣習を引き継いで、党から半ば超越した特別のものとされていた。改組に際して、特に課題になったのが、これまで依存しては裏切られてきた軍閥の軍隊に代わる国民党自身の軍隊の創設である。この課題に応えるために、1924年に黄埔軍官学校が設立

され、蒋介石が校長に就任した。黄埔軍官学校は、国民党が擁する軍隊である国民革命軍の幹部を輩出することになる。

国民党一全大会では、「連ソ・容共・工農扶助（労働者・農民階級に対する支援）」の三大政策とともに、従来の三民主義に新たな解釈を加えた「新三民主義」が打ち出された。民族主義は、帝国主義の圧迫からの独立、並びに国内諸民族の平等を主張している。民権主義は、五権（行政・立法・司法・考試（官吏採用権）・監察（弾劾権））分立に加えて、「直接民権（選挙権、罷免権、創制権（立法院から独立して法律を制定・廃止する権限）、複決権（立法院で否決された法律を復活させる権限）」を主張している。民生主義は、「耕す者に田を」のスローガンの下で、封建的土地所有制をなくす地権平均、並びに民間資本の独占防止と国家資本の育成をはかる資本節制を主張している。

ここで注意すべき点は、民権主義について、孫文があくまでも軍政・訓政・憲政の各段階を踏んで実現すべきだと強調していたことである。軍政時期は、国民党が北京の軍閥政府を打倒して全国を再統一するまでの間、軍事独裁を断行する（軍事独裁体制）。その後の訓政時期は、中国の民衆が政治的に未熟であることを踏まえて、国民党が民衆の政治的諸権利を代行する、すなわち国民党による一党独裁を実行する一方、民衆を訓導して政治的に成熟させ、徐々に民主化を実施する（民主集権体制）。憲政時期では、民衆はすでに政治的に成熟していることから、憲法に基づき、普通選挙を実施して、選出された国民代表が国民大会を通して、中央政府やその法律に対して「直接民権」を行使する（民主主義体制）。孫文は、辛亥革命直後にいきなり議会制民主主義に基づく政党政治を実現しようとして挫折したことに対する反省から、こうした構想を提唱するに至ったのである。汪兆銘も「新三民主義」の民権主義を受容していた。その結果、後述するように、汪兆銘の民主主義観も、軍政・訓政・憲政の枠組みを前提にしたものによって変わっていくこととなる。

さて、汪兆銘は、孫文が国共合作に乗り出した当初、ソ連や中国共産党に信頼を寄せることができず、国共合作に消極的な姿勢をとっていた。孫文もまた蒋介石に宛てた私信の中で「精衛は元来ロシア派の革命には賛同していない」と述べている（李志毓，2014，61頁）。汪兆銘が元来アナキズムから大きな影響を受けていたことを考慮すれば、共産主義に疑念を抱いたとしても不思議はないだろう。アナキストと共産主義者は、19世紀後半にプルドンとマルクスの対立以来、犬猿の関係だったからである。しかし汪兆銘はその後、国共合作に積極的な姿勢に転じ、国民党一全大会では、党中央の最高指導メンバーの一人に選出された。孫文の死後には、汪兆銘は国共合作を支持する国民党内の左派のリーダーになっている。

孫文の後継者

1924年9月、北京政府を支配していた直隸派に対して、安徽派、奉天派、孫文の広東政府が共同戦線を結成して、戦端を開いたところ、直隸派は内部対立もあって、総崩れとなり、安徽派の段祺瑞が臨時執政となった。直隸派の買収行為によって国民の信頼を失った国会に代わって、真に民意を代表する「国民会議」を招集すべきだとする世論に応えるために、孫文は同年11月に「北上宣言」を発し、病軀を押して日本経由で北京に向かった。

なお、孫文は寄港先の神戸で、かの有名な「大アジア主義」と題する講演を行なっている。日本国民に対して、欧米の帝国主義に付き従って中国などのアジア諸国を侵略する「西洋覇道の番犬」になるのか、それとも欧米の帝国主義によって侵略されている中国などのアジア諸国の解放に力を貸す「東洋王道の牙城」になるのかと問うたのである。

孫文は北京入りした時、その病状はすでに回復の見込みがないほど悪化しており、ついに1925年3月に享年59で死去した。汪兆銘は臨終に際して、孫文の最も信頼の篤い側近として、以下のようなかの有名な遺囑を代筆している。

私は力を国民革命に尽くすことおよそ四十年になります。その目的は中国の自由・平等を求めることにあります。四十年の経験を積んで、次のことを深く知るに至りました。この目的を達成しようとするのならば、必ず民衆の目を覚まさせ、世界において我々を平等に扱ってくれる民族と提携して、ともに奮闘すべきだということを。今日、革命はまだ成功していません。およそ我が同志たる者は（中略）引き続き努力して、貫徹することを求めなければなりません。

孫文の死後の1925年7月に国民政府が正式に組織されると、汪兆銘は政府主席に選出されている。汪兆銘が大元帥代理だった胡漢民らを抑えて、政府主席に選出されたのは、生前、孫文が最も信頼を寄せる愛弟子だったことに加えて、当時政権内で隠然たる影響力を有していたソ連の顧問の支持もあったからである。こうして汪兆銘は名実ともに孫文の後継者になる。この頃が、汪兆銘の政治家としてのキャリアの絶頂期だといってよいだろう。もっとも汪兆銘は、孫文とは違って絶対的な権威を有しているわけではないので、あくまでも集団指導体制におけるトップに過ぎなかった。こうした点について、汪兆銘は同年11月に以下のように述べている。

……孫先生が亡くなられていないのなら、私たちはこの唯一の指導者に一意従っていけばよい。孫先生がすでに亡くなられた以上、私たちは委員制を採用して、各々ができること

を尽くし、総理によって与えられた責任を共同で担って、国民革命の未完の任務を受け継ぐべきである。これこそが国民政府が成立した所以である（「国民政府特別党部成立日演説詞」第3巻73頁）。

一方、国民政府が成立する前後から、共産党の指導下にある労働運動は列強諸国を震撼させるほどの影響力を発揮するようになる。五・三十事件と、それを受けた省港ストライキの発生である。1925年5月30日に上海で、日本人経営の紡績工場のストライキ弾圧に抗議して、労働者や学生がデモを起こしたところ、デモ隊に英国人警官が発砲して、多数の死傷者を出した。これを機に反帝国主義運動が全国諸都市に波及した。国民政府のお膝元の広州と、その付近の英領香港においても、上海での五・三十事件に抗議して、同年6月から翌年10月まで、労働者が反帝国主義を掲げたストライキを実施した。国民政府も香港を経済封鎖するなどして、ストライキを支援していた。

国民党内の右派は、孫文の死後、共産党の勢力の急拡大に脅威を抱き、国共合作に対する批判のトーンを高めるようになる。1925年8月にはついに汪兆銘と並ぶ左派のリーダーである廖仲愷が暗殺される事態になった。汪兆銘はその際、右派のさらなる策動を牽制するために、以下のような演説を行なっている。

……中国が今日最も必要としているのは国民革命である。それ故に、私たち同志は現在、共産か反共産かという問題を決して起こすべきではない。ただ帝国主義か反帝国主義かという問題が存在するばかりである。私たちは決して共産の二字を口実にして、左派分子を排斥するようなことをしてはならない。ここに中国国民党の生死の分かれ目が存在しているのである（『汪精衛生平紀事』72頁）。

汪兆銘はこのように廖仲愷の暗殺にも動揺を見せることなく、国共合作を断固として擁護する姿勢を示していた。そして暗殺に関与した嫌疑があるとして、旧友であり、かつ外交部長でもあった胡漢民を事実上モスクワへ追放するという決定を下している。なお汪兆銘は当時、国共合作に反対するその他の旧友、例えばフランスで「教育救国」の活動をともにしていた蔡元培や呉稚暉らとも関係を悪化させていた。

一方、右派の策動はやむことなく、1925年11月になると、謝持や鄒魯らが北京で分派活動を公然化させ、西山会議派を結成し、国民党からソ連の顧問や中国共産党を追放すべきであると声高に要求するようになった。汪兆銘を中心とする左派には、右派からの攻撃に抗するだけの権力基盤がなかったことから、汪は政権を維持するために、労働者・農民運動団体を掌握す

る共産党の力にいつそう依存するようになった。また軍事力を掌握する蒋介石との協力関係をもさらに密にしている。前述したように、蒋介石は黄埔軍官学校校長などの地位にあり、国民革命軍を掌握していたことから、国民党内での発言力を強めていたのである。

中山艦事件

1926年1月に広州で国民党第2回全国大会（二全大会）が開催された。二全大会では右派が排除される一方で、汪兆銘を中心とする左派、共産党、軍に依拠した蒋介石グループが、党中央の要職を占めることになった。しかしソ連の顧問・中国共産党と蒋介石グループとの間で、内々に確執が生じていたことから、汪兆銘は両者の橋渡しに腐心するようになる。

ここで、蒋介石について一瞥しておこう。蒋介石は1887年10月に浙江省奉化県の商家で生を享けた。若い頃から軍事を通じての救国を志していたことから、日本に留学して、1909年に新潟県高田で日本陸軍の士官候補生になった。その間に東京で中国同盟会に加入し、11年10月に辛亥革命が勃発すると、帰国して革命に身を投じた。その後、孫文に従って、袁世凱打倒を目指す第二革命と第三革命に参加した。その間、孫文らとともに日本に亡命して中華革命党に加入した。陳炯明の反乱後、23年に孫文が広東政府を再建すると大本營参謀長となり、軍事視察のためにソ連へ派遣され、24年黄埔軍官学校創設と同時にその初代校長に就任している。26年の国民党第2回全国大会で、中央執行委員に選出され、党中央の要職をも兼ねるようになった。

さて、話を元に戻すと、汪兆銘の橋渡しの努力も空しく、国民党二全大会からわずか2か月後の1926年3月に、ソ連の顧問・中国共産党と蒋介石グループとの間の確執がついに表面化する。中山艦事件が発生したのである。中山艦事件とは、国民革命軍の軍艦中山号が命令外の行動をとったとして、軍総司令官の蒋介石が共産党員でもあった艦長以下を逮捕して尋問したというものである。同事件自体の真相はいまだに謎の部分が多いが、これを機に、蒋介石は広州市内に戒嚴令を敷いて、ソ連の顧問や中国共産党員への圧迫を始める。もっともソ連側が同事件の発生後まもなくして、蒋介石に譲歩する方針を打ち出したことから、事態は収束に向かった。蒋介石も北京の軍閥政府を打倒するためには、ソ連の援助が必要なことを熟知していたことから、ソ連や中国共産党との決定的な決裂までは望んでいなかったのである。

一方、汪兆銘は中山艦事件が発生すると、病気を理由に辞任して、2か月後の1926年5月にはフランスに渡航している。陳璧君が同年4月に蒋介石に送った私信によれば、汪兆銘が辞任したのは、病気を療養するためのみならず、蒋介石に同事件について反省を促すためでもあった（『汪精衛生平紀事』87頁）。汪兆銘が特に反省を促そうとしたのは、蒋介石が正式な手続きに基づいて、事前に上司の汪自身の了承を得なかったことである。汪兆銘は後年になっ

て以下のように述べている。

……三月二十日のこと（筆者注：中山艦事件を指す）は、事前に中央執行委員会や政治委員会には全く知らされていなかった。私は当時、政治委員会主席だったが、私は責任をどのようにとるべきだったのだろうか？ 三月二十日には広州に戒厳令が敷かれたが、軍事委員会には知らされていなかった。私は軍事委員会主席だったが、私は責任をどのようにとるべきだったのだろうか？ 三月二十日には第二師団の党代表以下が拘束された。私は国民革命軍の総党代表だったが、私は責任をどのようにとるべきだったのだろうか？ 私は当時、この件が間違っているか、正しいかということについては、不問にする考えであった。だが、この件のやり方は間違っていたと言わざるを得ない（「覆林伯生書」第4巻64頁）。

汪兆銘のこうした一文からも、蒋介石の越権行動によって、面目を潰された怒りが伝わってくるだろう。汪兆銘は常々正式な手続きにこだわってきたことから、「党紀先生」と揶揄されてきたと自嘲しつつも、「私はやはりかくあるべきだと考える」と強調している（同上、第4巻63頁）。

汪兆銘が自らの辞任によって反省を促そうとしたにもかかわらず、蒋介石は形ばかりの反省でお茶を濁して、ついに国民政府の政治・軍事の実権を掌握するに至る。中山艦事件を機に、蒋介石が国民政府の名実ともにナンバー1の座に君臨する一方、汪兆銘はその最大のライバル、もしくはナンバー2の地位に甘んじることになるのである。

国共合作の解消

汪兆銘が渡仏していた間に、中国の政治情勢はまた大きく動き始めていた。「北伐」、すなわち北方の各軍閥に対する軍事攻勢が始まったのである。ソ連の顧問や中国共産党は元来北伐に反対していたが、蒋介石は中山艦事件を機に押し切り、1926年7月1日に北伐宣言を発して、自ら国民革命軍総司令に就任した。北方の各軍閥の内訌は、武漢方面の直隸派の呉佩孚、揚子江下流域の直隸派の孫伝芳、北京の奉天派の張作霖などであった。そうした軍閥の総兵力は約70万であったのに対して、国民革命軍は約10万に過ぎなかった。しかし国民革命軍は、共産党指導下の労働者・農民運動の支援もあって、わずか数ヶ月で呉佩孚軍や孫伝芳軍を撃破し、揚子江流域に進出した。

なお、国民革命軍の中、黄埔軍官学校の卒業者を中核とする蒋介石の直系部隊は一部に過ぎず、大半は広東・雲南・湖南省などの地方軍閥の軍を吸収し改編したものであった。後に汪兆

銘ら左派が武漢に国民政府を樹立した際に、頼みの綱としたのは、元湖南軍閥の唐生智の軍である。

北伐の進展とともに増大する一方の蒋介石の権勢に対して、左派や共産党は憂慮の念を募らせていた。そこで左派や共産党は、蒋介石に唯一対抗し得るだけの権威を有していた汪兆銘に対して、帰国を再三にわたって促すようになる。また左派や共産党は、1927年1月に国民政府の武漢への遷都を実現すると、3月に国民党二期三中全会を開催して、蒋介石の権限の大幅な削減を図った。一方、蒋介石は武漢への遷都を批判して、総司令部のある南昌への遷都を主張していた。もっとも蒋介石もまた汪兆銘に対して帰国を促すなどしており、この時点ではまだ左派・共産党との決定的な決裂を望んでいるわけではなかった。

蒋介石が左派・共産党との決定的な決裂に踏み切った契機は、南京事件の勃発である。左派や共産党は武漢に遷都した直後の1927年1月に、租界（近代中国の開港場において外国が「永借」し行政権を掌握していた土地）を強制接収する挙に出た。租界こそ帝国主義による圧迫の象徴にほかならなかったからである。こうして左派や共産党は英国との対立を深めていった。そうした最中の同年3月に南京事件が勃発する。すなわち左派や共産党の影響力の下にあった国民革命軍の部隊が南京を占拠した際、一部の過激分子が諸外国の領事館や教会などを襲撃したのに対して、英米両国の軍艦が報復として砲撃を加えてきたのである。蒋介石は南京事件の事後処理を通して、日本を含む列強諸国との関係を改善する一方、いよいよ国共合作を清算する覚悟を決める。

蒋介石が覚悟を決めた頃、汪兆銘は1927年4月にソ連を経由して上海に到着した。汪兆銘は上海で蒋介石と会談したが、蔣の国共合作の解消という要求には応じようとしなかった。汪兆銘はその代わりに、国民党の中央全体会議を開催することにより、左派・共産党と蒋介石グループとの間の対立を調停すべきだと主張したのである。蒋介石は汪兆銘を当てにできないことを悟ると、一気に実力行使に出る。汪兆銘が上海から武漢に向かった直後に、突如反共クーデターを起こしたのである。これに対して、武漢の国民政府は即座に蒋介石を全ての職務から解任し、国民党からも除名したが、蒋介石は、南京で胡漢民を主席とする独自の国民政府を樹立して、対抗する姿勢を示していた。

一方、汪兆銘ら左派はそれから3ヶ月後の1927年7月に、国共合作の解消を決断するに至る。汪兆銘が武漢で目の当たりにしたのは、労働・農民運動が過激化していく姿であった。汪兆銘によれば「目下、民衆運動に従事している人々が、民衆は党や政府の力を信じてはならないと声高に呼びかけている」という有様だった（『党與民衆運動』第3巻140頁）。その結果、労働運動はストライキという手段を頻発させ、「帝国主義の工業を衰微させたのはもとよりであるが、同時に国内において必然的に労働者の失業問題をも発生させてしまった」（『我們要建

設怎様の国家」第3巻152頁)。農民運動は「耕す者に田を」のスローガンを実行するに際して、民生主義の「政治と法律によって解決する」という手法ではなく、「農民を立ち上がらせ、地主の田を強奪して解決する」という手法に依っていた(「党與民衆運動」第3巻141頁)。ちなみに当時、労働運動を指導していたのは劉少奇であり、農民運動を指導していたのは毛沢東であった。

こうした共産党指導下の労働・農民運動の過激化は、ついに1927年5月に、汪兆銘ら左派が蒋介石に対抗する上で頼みの綱とする唐生智軍の反乱を招く。唐生智は元来湖南省を地盤とする軍閥であり、その軍の将校には地主階級の出身者が多かったからである。続いて同年6月に、汪兆銘が共産党との決裂に踏み切る決定的な出来事が起こる。コミンテルンからの密電を知ってしまったのである。汪兆銘はコミンテルンからの密電の問題点について、以下のように述べている。

第一点目は、土地革命については、国民政府の命令など不要であり、下部組織の方で行なって、土地の没収を実行すべきであるとしている。こうしたことは実際に湖南での事変(筆者注：唐生智軍の反乱を指す)の原因となっており、農民運動が国民党の方針から逸脱した原因にもなっている。(中略)第三点目は、中国国民党中央執行委員会を改造して、執行委員会に農民や労働者の指導者を増やすべきであるとしているが、実際には共産党員を増やせということである。(中略)第四点目は、2万人の共産党員を武装させ、かつ5万人の農民・労働者分子を選抜して武装させるべきだとしているが、農民・労働者分子とは、実際には共産党の分子を指しているのである。第五点目は、国民党の指導者に革命法廷を組織させ、反共の軍官を裁かせるべきであるとしている。こうしたことは国民党の指導者が共産党に代わって首切り役人となって、自分で自分を殺させるようなものであろう(「武漢分共之経過」第3巻231頁)。

こうして汪兆銘ら左派は1927年7月に正式に国共合作の解消を決定するに至り、第一次国共合作は終わりを告げた。その後、共産党は、国民党の弾圧によって壊滅的な打撃を被りながらも、しぶとく生き残り、日中戦争の前後まで、およそ10年にわたって、国民党との内戦を継続していくことになる(第一次国共内戦)。

中国の再統一

汪兆銘ら左派による国共合作の解消を受けて、武漢の左派と南京の蒋介石グループは国民党の再統合に向けた交渉を開始した。その際、武漢の左派は再統合の条件として、蒋介石の「下

野」を要求した。蒋介石は1927年8月にその要求を受け容れると、日本に渡航し、田中義一首相をはじめとする多くの要人と会談したり、孫文夫人・宋慶齡の実妹である宋美齡との結婚話を進めたりした。蒋介石が去った同年9月に、南京に設置された国民党中央特別委員会の下で、同党は形式上再統合を果たした。しかしその内実はというと、錯綜とした各派の対立によって、同党は機能不全に陥ることになる。

汪兆銘ら左派は再統合の主導権を握るために、旧敵の西山会議派などの支配下にある国民党中央特別委員会の解散を要求していたが、受け容れられなかった。そこで汪兆銘は抗議の意を込めて、1927年9月に国民政府の役職を辞任し、その他の左派の要人とともに広州に赴いた。そうした折、同年11月に広州で、左派を支持する張發奎の軍が、国民党中央特別委員会を支持する軍を襲撃するという事件が起こる。国民党中央特別委員会はこの事件について、左派が共産党と内通して起こしたものであると喧伝した。

さらに1927年12月には広東コミュンが起る。共産党が、葉剣英（中華人民共和国元帥・党副主席）らの指導の下で、張發奎軍の一部を離反させるなどして、広州で武装蜂起し、広東ソビエト政府（主席は蘇兆徴）を樹立したのである。広東コミュンは、国民党中央特別委員会にとって、左派が共産党と内通していることを喧伝する絶好の材料となった。汪兆銘はこれに反論して、「数ヶ月以来、私は反国民党中央特別委員会の運動に参加してきたことから、同委員会側の敵視をつぶさに受けてきた」と述べて、共産党との内通云々がそうした敵視の産物であるとした。しかし同時に「私が身を引くことによって、紛糾を終わらせたい」として、引退を表明するに至り、フランスに旅立って行く（「個人引退之電報」108頁）。

蒋介石は、機能不全に陥った国民党からの復職要請を受けて、1928年1月に国民革命軍総司令に再度就任するなどして、軍・党・政の最高権力を掌握した。蒋介石は同年4月に北伐を再開するに当たって、国民革命軍を四つの集団軍に再編し、自ら第一集団軍を率いた。第二・第三・第四集団軍の司令官にはそれぞれ馮玉祥、閻錫山、李宗仁が就任した。

蒋介石が自らに忠誠を誓う黄埔軍官学校の将校団から成る軍を統率していたように、馮玉祥、閻錫山、李宗仁もまた自らに忠誠を誓う私兵から成る軍を統率していた。その他の国民党系の地方の軍事指導者も同様であった。ここで馮玉祥、閻錫山、李宗仁の経歴や地盤について一瞥しておこう。馮玉祥は、当初は安徽派、次いで直隸派に属したものの、呉佩孚に対してクーデターを起して直隸派を離脱し、その後、国民党に入党したという経歴の持ち主であって、河南省を地盤としていた。閻錫山は日本留学中に中国同盟会に参加し、中華民国成立後に山西都督となり、その後、40年近くにわたって山西省を実質的に支配して、「山西王」という異名をとっていた。李宗仁もまた広西軍閥を経て国民党に入党したという経歴の持ち主であって、広東省を地盤としていた。

北伐は、戦意の低下した張作霖軍などから反撃らしい反撃を受けることなく、首尾よく進捗した。ただし日本が居留民保護を名目に、1927年5月に続いて、28年4月に再度の山東出兵に踏み切り、国民革命軍の進軍を阻止しようと試みている。日本は5000人の兵力で出兵し、済南の一部市域を占領したところ、同年5月に国民革命軍との間で市街戦となり、これを機にさらに増派して、済南の全市域を占領するに至った（済南事件）。しかし国民革命軍は日本軍との全面衝突を回避する方針をとって、北方軍閥の政府の首都である北京を一路目指すことにした。

張作霖は1928年6月になると、北京を放棄する決意を固めた。こうして国民革命軍は同月中に北京を占拠し、国民政府は北伐と全国統一の完成を宣言した。一方、張作霖は元来の地盤である奉天に列車で向かう途上で、関東軍の河本大作大佐によって爆殺される。張作霖はもとより日本から支援を受けていたが、その後、英米諸国から支援を受ける直隸派と手を結ぶなどしたことから、河本大作らから深く憎悪されていたのである。張作霖の遺児である張学良は、父親を関東軍によって殺害されたことを恨みとして、同年12月に奉天派の軍を率いて、国民政府への帰順を表明するに至った（易幟）。こうして中国は、現在のチベット自治区や新疆ウイグル自治区などの少数民族の集住地域を除くと、ほぼ国民政府の下で統一されることになる。

訓政をめぐる蒋介石との激突

蒋介石は北伐の完成と張学良の帰順を受けて、孫文のプラン通りに、軍政の終了と訓政への移行を決定した。訓政時期は、前述したように、民主集権体制の確立を目指している。中国の民衆が政治的に未熟であることを踏まえて、国民党が民衆の政治的諸権利を代行する、すなわち国民党による一党独裁を実行する一方、民衆を訓導して政治的に成熟させ、漸進的に民主化を推進するということを目指しているのである。

このように訓政時期は、独裁と民主化という二つの矛盾した側面が並存していることから、両者間のバランスをめぐって、紛糾が起きやすい状況にあると言えるだろう。蒋介石は独裁と民主化の中、明らかに独裁、しかも蔣個人に権力を集中させた独裁に傾斜していた。一方、汪兆銘は独裁と民主化の中、明らかに民主化に比重を置いて、蒋介石の個人独裁に対抗していたのである。

1928年2月の国民党二期四中全会で、訓政の開始とともに、五院の設立が決定されたことを受けて、蒋介石は自ら国民政府主席に就任すると同時に、行政・立法・司法・考試・監察の各院長に、自らを支持する党の元老、すなわち譚延闓、胡漢民、王寵惠、戴季陶、蔡元培を据えることに成功した。さらに29年3月の国民党第三回全国代表大会では、大会代表の多くが選挙によるのではなく、党中央の指名によって選出される。当然のことながら、蒋介石の息の

かかった人物ばかりである。要するに、蒋介石は政府や党中央の役職を自らに近い人物で固めてしまったのである。

さらに、蒋介石は権力の源泉ともいべき軍事についても、早々に手を打っている。1929年1月に開催された軍事編遣委員会議において、軍の再編成と縮小、中央集権化、財政の統一を目指したのである。要するに、蒋介石から見れば、新軍閥に過ぎない馮玉祥、閻錫山、李宗仁をはじめとする地方の軍事指導者の指揮下にある軍をそれぞれ大幅に縮小する一方で、蔣の指揮下の軍のみ突出して拡大させることを目指したのである。

一方、こうした蒋介石の個人独裁への傾斜は、汪兆銘のみならず、国民党内の反蒋介石各派の猛反発を招く。反蒋介石各派とは文人政治家派閥と軍人派閥の寄り合い所帯である。文人政治家派閥の主だったものには、汪兆銘のフランス滞在中に、汪を指導者と仰ぐ陳公博らが国共合作の解消後に左派を刷新した改組派、並びに元来左派とは犬猿の仲であった西山会議派などがあつた。軍人派閥とは、馮玉祥、閻錫山、李宗仁をはじめとする地方の軍事指導者がそれぞれ率いている軍事集団である。反蒋介石各派の猛反発は、ついに1929年から30年にかけての四度にわたる反蔣戦争にまで発展する。蒋介石側がいずれも戦勝したとはいえ、反蒋介石各派を決定的に壊滅させるまでには至らなかった。

改組派は、第一戦では傍観の態度に終始していたが、第二戦では反蒋介石の立場を明確にし、汪兆銘待望論の喚起に努めた。汪兆銘はそうした待望論に答えて、1929年10月にフランスから香港に到着すると、その前月に勃発した第三戦に積極的に関与するようになる。汪兆銘は反蔣戦争と訓政のあり方とを結び付けて、以下のように述べていた。

……今日の倒蔣運動は、人民全体からすれば、独裁を倒して、革命民権を保障することを、党全体からすれば、個人独裁を打破して、民主集権制度を回復することを、それぞれ目標にしている。これこそが倒蔣運動の真の意義である（「關於党治之談話」24頁）。

汪兆銘のこうした厳しい批判に対して、蒋介石側は1929年12月に汪の国民党からの永久除名の決定によって報いた。

1930年2月に勃発した第四戦は壮絶な戦闘となり、双方の対立もこれまでになく激化している。同年5月から半年余り続いた華北での中原大戦では、双方合わせて100万の軍を動員して、30万の死傷者を出すに至ったのである。また反蒋介石各派は同年9月に北京で独自の国民政府を樹立して、二つの国民政府が正統性を争う事態になったのである。北京では、閻錫山が国民政府主席に就任し、汪兆銘も同年7月に香港から日本経由で北京に合流すると、馮玉祥、李宗仁らとともに政府委員に就任した。汪兆銘は、北京の国民政府の正統性を強化するた

めに、訓政時期の暫定憲法ともいうべき「中華民国約法（制定地が北京から太原に移ったことから、「太原約法」とも称される）」の制定に尽力する。汪兆銘は制定に当たって、蒋介石を批判して、以下のように述べていた。

今日の蒋介石政府は、個人独裁政治をつくりあげるために、大胆にも訓政の名を借りて、約法をとりやめてしまった。それでは孫先生に対する反逆者になるということは、誰の目から見ても明らかなことである（「論約法」85頁）。

汪兆銘によれば、ほかならぬ孫文自身が、民主化の推進と人民の諸権利の保障のために、訓政時期には約法を、憲政時期には憲法を、それぞれ制定すべきことを唱えていた。しかし蒋介石は訓政への移行を決定しても、個人独裁に制約を課す約法の制定を見送っていたことから、蔣を孫文に対する「反逆者」としたのである。

「太原約法」は1930年10月に公布されたものの、その頃には反蒋介石各派の敗色が濃厚になっていたことから、施行されることはなかったが、蒋介石にとっても汪兆銘の批判は無視し得ないものとなっていた。そこで蒋介石側も独自の約法の制定に取り組み、1931年5月に「中華民国訓政時期約法」を公布するに至る。もっとも同じ約法であっても、「太原約法」が汪兆銘の訓政のあり方に関する主張を反映して、「相対的に地方分権的・民主的性格を強調していた」のに対して、「中華民国訓政時期約法」は蒋介石のそれを反映して、「相対的に中央集権的性格を強調していた」（山田辰雄，1980，277頁）。

訓政時期の民主化論

ここで、汪兆銘が1929年から翌年にかけて発表した訓政時期の民主化論について詳しく見ていくことにしよう。

汪兆銘は民主化に当たって、「民主勢力」の育成を唱えていた。「民主勢力」になり得るのは「全国の生産に従事している分子」、すなわち階級や階層を問わず生産に従事する一方で、帝国主義や軍閥などによって圧迫を被っている人々である。一方、蒋介石は「軍閥・官僚・土豪・劣紳など」に、共産党は「都市や農村のごろつき集団」に、それぞれ依拠していることから、「全国の生産に従事している分子」の庇護者にはなり得ないとしている（「怎樣實現民主政治」10頁）。汪兆銘の目から、庇護者として最も相応しいのは、汪らの「改組派」であることは言うまでもないだろう。

また汪兆銘は民主化に当たって、国民党による一党独裁の過程を経る必要があるとするが、次のような消極的理由と積極的理由を挙げている。消極的理由は、党が「反革命勢力を掃討す

る」ことにある。積極的理由は、党が「民主勢力」を育成することにあるが、その際の方法は「県から省へ、さらには国へと人民に政治に携わらせていく」ことだとしている（「怎樣樹立民主勢力」5-6頁）。

汪兆銘は「民主勢力」の伸長に伴って、国民党自らが権力を自己抑制すべきだと力説した。具体的には、①党と商人・労働者・農民団体などの民衆団体との関係においては、そうした民衆団体の独立性が尊重されるべきだとしている。党が民衆団体を命令に従わせるに当たっては、「自発的に党の指導を受け容れさせることができるだけで、決して圧迫を加えてはならない」。②党と政府機関との関係においては、党は政府機関に対して、「党の主義と政策に基づいて指揮・監督する」だけにとどめるべきだとしている。党が「政府機関に代わって、直接外部から指図するようなことがあってはならない」。③人民の集会、出版、言論の自由について、明確な規定をつくるべきだとしている。人民は三民主義などの「党の主義や根本政策」に「違反してはならない」が、その実行に当たっては「人民による批判や監督を容認すべきである」（「党治之意義」34-36頁）。

一方、汪兆銘は、蒋介石がそれらとは対極的な党運営を行なってきたとして、次のように批判した。①については、党は民衆団体を単なる「一種の道具」と見なし、自己の利益に奉仕させるために操っている。②については、党と政府機関の権限の範囲がしばしば重なり合い、明確に線引きがなされていないため、党が常に政府機関の権限を奪うという「党治」ならぬ「党乱」に陥っている（同上34-35頁）。③については、党は、党外の人民の集会、出版、言論の自由をことごとく剥奪しており、「党外に民なし」という状況をもたらしている（「關於党治之談話」24頁）。

なお、国民党自らが権力を自己抑制すべきだとする汪兆銘の主張は、1980年代に共産党内の改革派が提起した政治改革プランを彷彿とさせるだろう。特に②の党と政府機関の分離や③の言論の自由の条件付き容認は、改革派のトップである胡耀邦自らが取り組んだ課題でもある。汪兆銘も胡耀邦とともに、ソ連モデルの一方独裁を前提にした上での漸進的な民主化という課題を追求した点で共通しているのである。一方、汪兆銘によって批判された蒋介石の国民党運営のあり方は、1980年代に改革派によって批判された鄧小平を含む保守派の共産党運営のあり方を、どこか彷彿とさせるものがあるだろう。

さて、汪兆銘は訓政時期には、国民党による一方独裁、並びに三民主義による指導を前提にした上での民主化を唱えていたが、これは裏を返せば、共産党や共産主義といった他の政党やイデオロギーの排斥を含意していたものと言えるだろう。もっとも汪兆銘は憲政時期になれば、以下のように事情が異なると明言している。

仮に憲政時期になって、国家の基礎が強固になり、社会秩序が安寧になれば、根本の大法は全人民の意志により決定・制定・公布・施行されることになるだろう。この時期には人民の政治的自由は相対的に広がっているにちがいない。例を挙げると、フランスやドイツのような欧州の民主主義国家では、極右の保皇党や極左の共産党でさえも、選挙によって選出されれば、国会に参加することができ、出版・言論・集会・結社についても（筆者注：他の政党と）同様に自由であり、デモ行進についても（筆者注：他の政党と）同様に自由である。ただ暴動を起こしたりして、公共生活に直接的な危害を加えるようなことさえなければ、政府当局によって干渉されることはない（「論思想統一」141-142頁）。

上記の文面より、汪兆銘は憲政のあり方について、西欧諸国の民主主義体制に近似した体制をとることを念頭に置いていたと言えるだろう。憲政時期には、西欧諸国の共産党と同様に、中国共産党も武装蜂起するなどして「公共生活に直接的な危害を加えるようなことさえなければ」、自由な政治活動を認めることを示唆していたのである。

IV. 救国と民主化論の終焉

蒋汪合作政権の成立

さて、蒋介石側が制定した「中華民国訓政時期約法」は、図らずも蒋と一部の元老との衝突を引き起こす。立法院長の胡漢民が約法の制定に頑強に反対したことから、蒋介石は1931年2月に胡を軟禁した上で、立法院長の職を解任したのである。汪兆銘は第四戦の敗北を受けて、30年11月より香港に拠点を移していたが、胡漢民の境遇を知ると、31年3月に以下のような声明を発表した。

……蒋介石が、宴を開いて客（筆者注：胡漢民を指す）を招きながら、銃を取り出してその客を捕まえたことを厳しく非難する。国民政府主席でありながら、強盗や人さらいのような行動に出るとは、『青霜劍（筆者注：悪役人が、美貌の妻をもつ男を無実の罪に陥れて死罪にさせた上で、その妻と再婚しようとしたが、その妻から仇討ちされるという内容の中国の伝統劇）』の悪役人と比べてみても、勝るとも劣らないほどである（『汪精衛生平紀事』148頁）。

このように汪兆銘の蒋介石に対する批判は、これまでのように個人独裁を志向する政治姿勢だけでなく、人格面にまで及ぶようになっていた。

胡漢民の軟禁を受けて、蒋介石側から胡漢民派、並びに胡を支持する孫科（孫文の長男）派が離脱して、胡漢民派の牙城である広州に結集し、さらには反蒋介石各派も合流した。汪兆銘も1931年5月に広州に駆けつけた。こうして広州で独自の国民政府が樹立されるに至り、汪兆銘は政府主席に推挙される。もっとも広州の国民政府を事実上、取り仕切っていたのは胡漢民派であり、汪兆銘は「蒋介石に対抗するためのいわば飾り物にすぎなかった」。汪兆銘の側近ともいべき陳公博らの参加が拒まれていたのである（土屋光芳，2004，140頁）。

広州の国民政府は、蒋介石の下野と胡漢民の解放を求めて、1931年9月には軍を北上させ、南京の国民政府との軍事衝突をも辞さない構えを見せていたが、その最中に満州事変勃発の一報が入った。満州事変を機に、蒋介石と汪兆銘は、世論の圧力もあって、国民政府が分裂している場合ではないという認識を共有するようになる。蒋介石は国民政府の再統一のために、胡漢民を解放しただけでなく、自らの下野をも決意した。さらに政府主席を象徴的ポストとして、行政院長を実質的にトップとするなどの民主的な制度改革にも同意した。

こうして1931年12月に南京で孫科を行政院長とする国民政府が新たに発足することになった。しかし、孫科は蒋介石派や汪兆銘派の協力を得られなかったことから、1ヶ月足らずで退陣してしまった。そこで蒋介石と汪兆銘という両巨頭がついに提携することになる。32年1月に汪兆銘が行政院長に就任し、3月に蒋介石が軍事委員会委員長に就任して、汪が政治・外交に、蔣が軍事に、それぞれ責任を負う蔣汪合作政権が成立した。

当時、蔣汪合作政権は、日本と共産党という二重の軍事的脅威に直面していた。満州事変を契機とする日本軍による東北地方への侵略は、拡大の一途をたどっていた。また共産党も、国民党の弾圧によって壊滅的な打撃を被った上に、都市での武装蜂起を試みては、失敗を繰り返していたにもかかわらず、しぶとく生き残っていた。内陸部の辺境地帯の農村にいくつかソビエト政権を打ち立てるまでになっていたのである。蒋介石と汪兆銘の間では、こうした二重の軍事的脅威に対処するに当たって、「安内攘外」、すなわち先に共産党を殲滅し、その後に日本軍を一掃するという根本方針で臨むという合意ができあがる。

また、こうした二重の軍事的脅威への対処を、政府の最優先課題としていたことから、軍事に責任を負う蒋介石が、政治・外交の方針策定に際しても、勢い大きな発言力を有するようになった。こうして蒋介石が軍のみならず、事実上政府をも掌握するようになって、実質的にナンバー1となり、汪兆銘はナンバー2に甘んじざるを得なくなる。しかし形式的には汪兆銘があくまでも政治・外交の責任者として振舞い、蒋介石は汪の陰に隠れていたのである。蔣汪合作政権は、汪兆銘狙撃事件が起こる1935年11月まで、紆余曲折がありながらも継続する。

民主化論の終焉

さて、汪兆銘は、実質的にはナンバー2とはいえ、行政院長に就任したことにより、長年唱えてきた民主化を実行に移すチャンスを手にしたと言えるだろう。もっとも当時は、日本と共産党という二重の軍事的脅威への対処、すなわち救国が最大の課題となっていた。汪兆銘は救国と民主化の関係をどのように考えていたのだろうか。

日本軍による東北地方の占領を前にして、救国を求める世論が高まったが、その際、胡適を中心とする知識人は、訓政から憲政への速やかな移行、すなわち憲法制定と議会政治の速やかな実現を要求していた。救国のためには、強固な国家統合を実現する必要があるが、そのためには国民の積極的な政治参加が欠かせないというわけである。当時、胡適らの主張は世論から強く支持されていた。

訓政から憲政への移行を求める世論に押されて、蔣汪合作政権は1932年12月に、国民代表を選挙によって選出した上で、憲法を制定するための国民大会を、35年中に開催するという決定を下す。この決定を受けて、立法院長の孫科が中心となって、憲法草案の作成にとりかかった。実際には、国民大会の開催は戦後まで延期されたが、36年5月に憲法草案（5月5日に発表されたことから、「五五憲草」と呼ばれる）が先行して発表されることになった。

もっとも「五五憲草」は、憲政の実現を求めている知識人や民衆には失望を与えている。「五五憲草」は「専制的性格」を帯びたものだったからである（金子肇，2011，289頁）。「五五憲草」は国民大会の権限を制約する一方で、三民主義と国民政府の優位性を保障していた。国民大会が招集されるのは、臨時大会を除けば、原則として3年に1回1か月間のみであることなどから、国民大会が「直接民権（選挙権、罷免権、創制権、複決権）」を行使する機会は自ずと制約されることになる。こうすることで、国民政府の自立性を確保し、さらには政府の頂点に強力な権限を有する総統を置くことが可能になるのである。いわば国民政府は、「新しい酒を古い革袋に入れる」ならぬ、「古い酒（独裁）を新しい革袋（憲政）に入れる」ようなことを行なったのである。知識人や民衆は「五五憲草」を批判し、その民主的な改正を求める運動を起こすようになった。

一方、汪兆銘は一見すると「五五憲草」の「専制的性格」に反発するかのようになり、反蔣戦争当時と同様に、民主化を擁護する姿勢を示していた。汪兆銘は1937年1月に行なった講演で、欧米諸国の民主主義が、ソ連のプロレタリアート独裁、並びにドイツとイタリアのファシズムから「挟撃される状況下で、没落しつつある」とする見解に対して、次のように反論する。「英仏両国は依然として民主政治ではないだろうか？ 米国は依然として民主政治ではないだろうか？」と。要するに、世界の主要国である英米仏諸国が依然として民主主義国家である以上、民主主義は健在だとするのである。その上で「中国が現在も、また将来も民主政治に向

かって歩いていくのは、疑いのないことである」と強調している（「論民主政治」下編21-22頁）。

もっとも汪兆銘は、非常事態の下では例外が認められるとして、欧米諸国の事例について言及しながら、以下のように述べている。

……ひとたび国家に非常事態が起こると、政府は、権力の集中化や行動の迅速化に向けて、十分に能力を発揮し、制約を受ける恐れを取り除くのである。欧州大戦に際して、こうした現象は顕著であった。欧州大戦のような国家の危急存亡に際してのみ、かくのごとくなのではない。例えばここ数年、米国では経済恐慌の救済のために、連邦議会がルーズベルト大統領に大きな権限を授けて、自由に行使できるようにした。米国は現在、世界の富強国であるが、小さな危機に遭遇しても、かくのごとくなのである。まして中国は現在、なおも訓政時期にあり、内憂外患が次々と迫っている状況にあれば、なおさらであろう。もし良好な政府が成立すれば、人民が信任を付与して、政府が救国と生存の計画の完成のために、一生懸命尽力できるようにするのは、至極当然であろう（同上、下編22-23頁）。

汪兆銘は要するに、中国においても非常事態の下では、救国のために、政府への権力の集中と民主化の後退はやむを得ないという見解を打ち出していたのである。

汪兆銘はこうした見解を打ち出したことと軌を一にするかのように、憲政のあり方に関して軌道修正を図るようになる。1937年5月に、憲法制定の使命を帯びた国民大会をテーマに講演を行なったが、その中で国民大会の基礎として、次の三点を挙げている。第一に、満州事変以後により差し迫ってきた「亡国滅種」の危機に対する「共同感覚」。第二に、国民党の党員、非党員を問わず、「一致団結なくして、救国と生存はあり得ない」とする「共同認識」。第三に、三民主義に対する「共同信仰」（「国民大会之三大基礎」下編91-93頁）。ここで注目すべき点は、第三の三民主義に対する「共同信仰」であるが、汪兆銘はさらに以下のように述べている。

……この危急存亡の時に当たっては、一つの主義によって全国の人民の行動を統一することは、救国の唯一の方法である。というのは、同じ空間・時間内に、二つの主義が存在することは不可能だからである。もしも別に理想の主義を実現しようとするれば、それに先立って、すでに存在している主義を打倒せざるを得なくなるだろう。（中略）そのことによって紛糾や衝突が引き起こされ、さらには力まで失ってしまうのは、民族全体の損失で

ある。こうした国家・民族全体の損失は、平時においても惜しむべきものであるが、危急存亡の時にあっては、どうしてさらに手痛いものにならないだろうか（同上、下編93-94頁）。

上記の講演は、1936年末の西安事件（対共産党軍事作戦督促のため西安に飛来した蒋介石を、内戦停止・抗日戦などを要求する張学良らが監禁した事件、共産党の調停により蔣は釈放される）を機に、国共両党間で融和ムードが醸し出されていた時期に行なわれたものである。しかし汪兆銘はそうした融和ムードに水を差すかのように、国民大会から、三民主義とは相容れない共産主義を信奉する共産党を排除すべきだとしているのである。もっともこれは民主化の後退とは一概に言えないかもしれない。前述したように、汪兆銘は反蔣戦争当時、憲政時期には、西欧諸国の民主主義体制に近似した体制の下で、共産党でさえ「公共生活に直接的な危害を加えるようなことさえなければ」という条件の下で、自由な政治活動が認められるとしていた。しかし依然として独自の軍事力を保持したままの共産党が、そうした条件を満たしていなかったのは明らかだろう。むしろ民主化の後退という点で問題になるのは、国共両党以外の第三党と呼ばれる様々な非武装の各党各派、並びに無党無派さえも、三民主義を信奉しない限り、国民大会から排除すべきだとしていることである。

こうした国民大会によって制定される憲法が、当然のことながら、三民主義の優位性と、それを党是とする国民党、ひいては国民政府の優位性を規定するものになるのは必至だろう。汪兆銘は事実上「専制的」と称される「五五憲草」に近い憲法観を抱いていたと見てよいだろう。汪兆銘のこうした憲法観、すなわち憲政のあり方は、反蔣戦争当時のそれとは明らかに断絶している。繰り返しになるが、反蔣戦争当時、憲政時期には、西欧諸国の民主主義体制に近似した体制の下で、共産党でさえ「公共生活に直接的な危害を加えるようなことさえなければ」、自由な政治活動が認められるとしていた。要するに、憲政時期には「国家の信条的中立性」という原則の下で、三民主義を党是とする国民党であれ、共産主義を党是とする共産党であれ、またその他のイデオロギーを信奉する第三党であれ、憲法と法律に従う限り、基本的には平等に扱われるとしていたのである。このように汪兆銘は救国のためには、憲政のあり方さえも大きく軌道修正してしまい、年来の民主化の主張を大きく後退させてしまったと言えるだろう²⁾。

「一面抵抗・一面交渉」

汪兆銘が救国のために、民主化の主張を大きく後退させるに至った背景について、もう少し詳しく見ていくことにしよう。当時、蔣汪合作政権は日本と共産党という二重の軍事的脅威へ

の対処を迫られていたが、汪兆銘は実質的な権限はともかくとして、対外的には行政院長として対日外交に最終的な責任を負う立場にあった。

満州事変が勃発すると、蒋介石は、東北地方を地盤とする張学良に対して、不抵抗方針を命じ、国際連盟に提訴して解決する意向を示した。しかし国際連盟は無力で、日本軍の侵略のさらなる拡大を阻止することができなかった。汪兆銘が行政院長に就任した1932年1月には第一次上海事変が勃発し、戦火が東北地方から、国際都市・上海にまで拡大した。日本軍は、世界の耳目を東北地方からそらせ、あわせて上海における排日運動の高揚を抑えることを狙って、上海に侵攻したのである。この時、非蒋介石派の将校に率いられた第19路軍が一ヶ月にわたって奮戦して、抗日を求める世論の喝采を浴びた。

汪兆銘は第19路軍の奮戦を契機に、蒋介石の同意の下で、「一面抵抗・一面交渉（抵抗しながら、交渉する）」という対日外交の原則を提起する。汪兆銘はその原則について以下のように説明していた。

……「一面抵抗・一面交渉」は同時並行させるべきであり、軍事において抵抗し、外交において交渉すべきものである。（筆者注：日本の要求が中国の）領土や主権の喪失という最低限度を超えていれば、我々は譲歩すべきでなく、最低限度を超えていなければ、我々は勇ましいことを叫ぶべきでない。これこそが我々がともに国難に赴く方法である（「一面抵抗一面交渉」上編15頁）。

汪兆銘の上記の説明を補足すると、「一面抵抗・一面交渉」とは「軍事的な『抵抗』によって戦線の拡大及び全面戦争になるのを防ぎ、その過程で『交渉』によって停戦協定に持っていく」ということである（土屋光芳，2004，251頁）。要するに「一面抵抗・一面交渉」は基本的に日中間の平和を保つことを主眼としており、「安内攘外」、すなわち先に共産党を殲滅して、その後に日本軍を一掃するという根本方針を実現するための方途であったと言えるだろう。

蒋汪合作政権は、上海での軍事的な抵抗がある程度成果を取めたのを見届けると、「一面抵抗・一面交渉」という原則に則って、1932年3月より対日交渉を進めることにした。そしてついに同年5月に淞滬停戦協定を締結して、最終的に日本軍を撤退させることに成功する。しかし淞滬停戦協定は抗日に沸き立つ世論には不評であった。汪兆銘は対日外交の責任者として、同月、南京の抗日救国団体の幹部らと面会した際、以下のように述べて理解を求めている。

……大衆運動は組織の規律を重んじるべきであり、そうしてこそ初めて正しい力と効果を発揮することができるのである。対日政策については今後も確定した政策（筆者注：「一面抵抗・一面交渉」を指す）を行なうつもりである（『汪精衛生平紀事』175頁）。

「組織の規律を重んじる」とは、要するに政府に従うことを要求していると言ってもよいだろう。しかし汪兆銘がこうした説得で、果たして抗日救国団体の幹部らを納得させることができたかは疑問である。淞滬停戦協定に対しては、政権の内部からさえも批判の声が上がり、監察院長の于右任によって、汪兆銘は危うく弾劾されかねない有様だったのである。

一方、上海に世界の耳目が集まっている最中に、東北地方では日本軍がさらに侵略を拡大し、1932年3月になると、ついに清朝最後の皇帝・溥儀を執政に擁立して満州国を樹立するに至った（溥儀は34年3月に皇帝に即位）。汪兆銘はこうした事態に対して、「一面抵抗・一面交渉」という原則に基づいて対処しようとした。その際、焦点になるのは、当時、北京の軍事責任者に準ずる地位にあり、実際に東北地方の日本軍に対して軍事的な抵抗を指揮することになる張学良の思惑である。果たして、汪兆銘の再三の要請にもかかわらず、張学良は日本軍に対して、麾下の軍を動員しなかったばかりか、多額の軍費を行政院に要求する始末であった。そこで汪兆銘は32年8月に張学良に対して、東北地方失陥の責任をとって、汪とともに辞職すべきだとする電報を発するに至る。張学良は、配下の部将たちの留任要求によって、事実上その地位を何とか保つことができたものの、汪兆銘は行政院長を辞職して、病氣療養を名目にドイツに向けて出国した。

1933年2月になると、満州国の領土の拡大を目指して、日本軍が熱河省攻略に乗り出したが、またたくまに張学良軍を蹴散らし、万里の長城を超えて、北平・天津にまで迫る勢いを示した。この時、張学良は熱河省の防衛戦に失敗した責任をとって、同年3月に辞職を余儀なくされた。汪兆銘は、張学良の辞職に合わせるように帰国すると、同月に行政院長に復帰し、さらに同年8月には外交部長も兼職するようになった。

一方、万里の長城付近の前線では、張学良軍に代わって、蒋介石直系軍が出動するようになり、日本軍を相手に善戦して、一部の戦役では勝利さえ収めた。蔣汪合作政権は、軍事的な抵抗がある程度成功を取めたことを見届けると、北平・天津を戦火から守るために、「一面抵抗・一面交渉」の原則に基づき、現地の地方当局に対して、日本軍との交渉の席に着くように指示を出す。こうして1933年5月に塘沽停戦協定が締結されることになった。

塘沽停戦協定には、日本側の要求が全面的に反映されており、万里の長城より南側の河北省北東部を非武装地帯とする一方、日本軍は長城より北に撤退することとなった。満州国と中国の国境線が実質的に万里の長城に沿う形で確定されたのである。塘沽停戦協定は事実上、満州

事変の講和条約となり、満州国を承認するものであったことから、世論から激しく非難された。一方、蔣汪合作政権は、塘沽停戦協定を締結したのは、あくまでも現地の地方当局であることから、中央政府が満州国を承認したことにはならないという立場をとっていた。当時、対日外交の責任者として、非難の矢面に立った汪兆銘の苦悩は、塘沽停戦協定の締結に際して発表した声明文からも読み取ることができる。それは以下のようなものであった。

かつては抵抗しなかったことで国土を喪失し、今日は抵抗したことでさらに多くの領土を喪失したと、非難する者がいる。実際のところ、中国の現有の国力を以てしては、抵抗したところで、畢竟のところ勝利の望みはないのだということは最初から分かり切っていた。それでも抵抗したのは、愛国心が要求するからにはほかならない。それ故に世間では、国土の割譲を承認したのではないかと憶測されているが、断じてそのようなことはない、あえて請け合う次第である（『汪精衛先生伝』239-240頁）。

塘沽停戦協定の締結後も、1933年7月から34年7月にかけて、中国側の地方当局は、日本の現地軍と交渉を進めて様々な協定を結び、中国と満州国間の鉄道・道路問題、郵便問題、航空路・海路問題といった懸案事項を解決していった。一連の協定は事実上、中国と満州国の国交を正常化するものとなったことから、またもや世論の激しい反発を呼んだ。一方、蔣汪合作政権は相変わらず、一連の協定を締結したのは、あくまでも現地の地方当局であることから、中央政府が満州国との国交を正常化したことにはならないという立場をとっていた。汪兆銘の苦悩は深まる一方であった。

さて、汪兆銘が救国のために民主化の主張を大きく後退させるに至ったのは、端的に言えば、「安内攘外」や「一面抵抗・一面交渉」が世論の強い反感を買っていたからだろう。仮に民主化を推進すれば、抗日を求める世論が政治に反映されることになり、「安内攘外」も「一面抵抗・一面交渉」も当然のことながら放棄されるだろう。しかし当時、汪兆銘は蒋介石とともに救国のためには「安内攘外」という根本方針を立てる必要があり、「安内攘外」のためには「一面抵抗・一面交渉」という原則で対日外交に臨む必要があると確信していた。そこで汪兆銘は非常事態の下では、政府への権力の集中と国民世論の統制を当然視して、実行に移しただけでなく、憲政への移行に当たっても、「専制的」と称される「五五憲草」に近似した憲法の制定を事実上提唱するに至ったのである。

暗殺未遂

1933年9月に、広田弘毅が外相に就任したのを機に、日本政府は欧米諸国に対してのみな

らず、中国に対しても、関係改善に取り組む姿勢をアピールした。蔣汪合作政権は、抗日を求める世論に反してでも、対日関係の安定を望んでいたことから、日本政府の関係改善の呼びかけに積極的に応えることにした。こうして35年5月には、日中間の外交レベルを公使級から大使級に引き上げることに合意し、さらに6月には、日本の要求に応じて、抗日活動を取り締まることを目的とする「邦交敦睦令」を布告するに至る。

しかし当時、日本の軍部はすでに政府のコントロール下にはなかった。日中両政府が親善ムードを盛り上げようとしていた最中にもかかわらず、現地の日本軍は華北分離工作に着手していたのである。日本軍は、中国の親日派要人に対する暗殺事件などを口実にして、中央軍と国民党機関の河北・チャハル両省からの撤退を要求した。蔣汪合作政権は日中間の親善ムードを壊すことを恐れて、敦睦邦交令の布告とほぼ同時に、現地当局の指導者の何応欽と秦徳純に、それぞれ梅津・何応欽協定と土肥原・秦徳純協定を締結させることにする。もっとも蔣汪合作政権は、塘沽停戦協定などと同じく、これらの協定についても中央政府が承認したことにはならないという立場をとっていた。

蔣汪合作政権がここまで妥協を重ねてまでして、対日関係を安定させようとしたのは、言うまでもなく共産党に対する殲滅作戦を優先する「安内攘外」という根本方針のためであった。しかし政権の内部からさえ、対日外交の責任者の汪兆銘を非難する声が高まっていた。汪兆銘はそのために辞意を表明せざるを得なくなる（その後、蒋介石の慰留により撤回した）。

また、抗日を求める世論も敦睦邦交令の布告にもかかわらず、すでに忍耐の限度に達していた。1935年12月には北平で一二九運動と呼ばれる日本の侵略に反対する大規模な学生デモが起こり、またたくまに全国に広がっていった。そして各地に多くの救国団体が生まれ、36年6月にはそれらの連合体として、中華全国各界救国連合会が設立された。同年11月には同会の指導者ら7人が「安内攘外」という根本方針を批判して、共産党とではなく、日本と戦うべきだと主張した挙句、逮捕されるという七君子事件が起こり、抗日の世論をいっそうかき立てた。

こうした抗日を求める世論の沸騰は、ついに対日外交の責任者である汪兆銘に対するテロという形をとる。1935年11月、国民党四期六中全会の開催に当たって、記念写真の撮影が行なわれていた際に、汪兆銘は、取材に訪れていた新聞記者から3発の銃弾を浴びせられたのである。倒れ込んだ汪兆銘は死を覚悟したのか、駆け寄って来た妻の陳璧君に「私は革命党だ、結果はこの通りだが、全く悔いはない」と口走った（『汪精衛先生伝』262頁）。「革命党」は清朝の打倒を目指して結成された中国同盟会を指している。暗殺されても「全く悔いはない」という言葉から、囂々たる非難にされていた対日妥協も、中国同盟会時代の摂政王・載瀧暗殺の試みと同様に、強い信念に基づくものだったことがうかがえるだろう。

汪兆銘は幸い一命をとりとめたものの、行政院長などの辞職を余儀なくされ、療養のためにドイツに渡航した。汪兆銘が再び帰国し、政治の表舞台に復帰するのは、西安事件の一報を受けた後の1937年1月のことである。

V. エピローグ

親日政権の樹立

本稿は、民主化を軸にして、汪兆銘の半生の軌跡を描くことを目的にしている。満州事変を契機に、蔣汪合作政権が成立してからというもの、汪兆銘は救国のために、民主化の主張を大きく後退させるに至った。汪兆銘はその後、1944年11月に死去するまで、ついに再び民主化の推進を提唱することがなかった。それ故に本稿はここで終わっても差し支えないのかもしれない。

一方、汪兆銘の伝記作者は、むしろ最晩年の6年弱の親日的な政治行動を中心に、汪の生涯を描いてきた。この6年弱の政治選択こそが、汪兆銘の在世中も、またその死後も、汪が愛国者なのか、それとも売国奴なのかをめぐって、日中間で議論を呼び起こしてきたからである。しかし本稿では、この6年弱の軌跡の詳細については他書に譲ることとして、以下に簡潔に描くのみとする。

1937年7月に盧溝橋事件が勃発して、北京郊外で日中両国の現地軍が衝突した。蒋介石は西安事件を機に「安内攘外」という根本方針を放棄して、共産党との合作を視野に入れるようになっていたこともあって（同年9月に第二次国共合作が正式に成立）、現地軍に徹底的な抗戦を指示する。日本政府の強硬姿勢も相俟って、ついに日中間の全面戦争に発展し、戦火は華北から上海へと拡大した。およそ8年間にわたる日中戦争の始まりである。

蒋介石は、南京と上海という中国の政治・経済の中枢を死守するとともに、上海に莫大な利権を有する英米両国の積極介入を引き出すために、上海戦線に中央軍の精鋭部隊を大量に投入する。精鋭部隊は、日本軍に大きな打撃を与えたものの、日本軍の猛攻の前に、ついに潰走を余儀なくされた。猛り狂った日本軍は1937年12月に首都の南京を陥落させると、世界を震撼させた南京大虐殺を引き起こす。なお国民政府は南京陥落の直前に、重慶への遷都を決定していた。その後も、日本軍の侵攻はとどまることなく、38年中に武漢と広州が陥落して、中国の主要都市の大半が日本軍の手に落ちていった。

蒋介石は、英米ソ諸国をはじめとする国際社会に対して実効性のある対日制裁を求めたものの、叶わなかった。そうしたこともあって、蒋介石は、駐華ドイツ大使のトラウトマンによる和平工作の提案を前向きに検討するようになったが、日本側の条件が、日本軍の進撃に合わせ

て、エスカレーションする一方だったために断念を余儀なくされる。日本側は当初の満州国の承認や華北の制圧に加えて、南京や上海を擁する華中の制圧まで要求するようになったのである。蒋介石はやむを得ず徹底抗戦を唱えるほかなかった。

一方、毛沢東は、日本軍の占領をまぬがれた広大な農村地域を舞台にした遊撃戦によって、最終的な勝利を得ることは可能だと力説していた。日本軍が占領し得たのはいわゆる「点と線」、すなわち都市、並びに都市と都市をつなぐ鉄道の沿線地域のみだったのである。こうして共産党の根拠地は、国民政府が撤退を余儀なくされた華北や華中の農村地域において急速に発展するようになる。

汪兆銘は蒋介石や毛沢東とは異なり、武漢と広州の陥落後から、抗戦の前途を悲観するようになり、対日和平の必要性を痛感するようになっていた。汪兆銘は西安事件後の1937年1月に帰国すると、国防最高会議副主席、国民党副総裁などの要職に就任して、国民政府内では蒋介石に次ぐナンバー2の地位にあった。それ故に、汪兆銘は国民政府内の和平派のリーダーと目されるようになる。もっとも政治と軍事の大権を掌握していたトップの蒋介石が、汪兆銘の説得に耳を貸すことなく、徹底抗戦を唱えていたことから、汪は重慶にいる限り、公然と対日和平を画策することができなかった。

一方、日本政府は、トラウトマンによる和平工作の失敗を受けて、1938年1月に「爾後国民政府を相手とせず」という第一次近衛声明を発表して、国民政府、すなわち徹底抗戦を唱える蒋介石を首班とする政府との断交を宣言した。こうして日中の有志の間で、和平派のリーダーである汪兆銘を担ぎ出す工作が水面下で始動される。計画が煮詰まった同年12月に、ついに汪兆銘は重慶を脱出して、ハノイに赴いた。計画通りにその直後、日本政府は第三次近衛声明を発表したが、汪兆銘側との合意を破って、日本軍の2年以内の撤兵に言及することもなければ、駐屯地もあいまいにしたままだった。要するに日本政府は、汪兆銘側を騙して、汪側が独立国家としての体面を維持する上でぎりぎり妥協し得ると判断した条件さえ反故にして、日本側の要求を汪側に丸呑みさせようと目論んだのである。

汪兆銘はそれでも国民政府に宛てて、対日和平を勧告した。それに対して、蒋介石は、汪兆銘の党籍の永久剥奪を決定したばかりでなく、刺客を送り込んで、汪の秘書を暗殺するという拳に出た。汪兆銘は、言論による和平運動に限界を感じて、親日政権の樹立に踏み切る。ただし汪兆銘側が待望していたような、非蒋介石系の有力な軍首脳による追隨の動きが起きなかったことから、日本軍の非占領地域での政権樹立という当初の計画は断念せざるを得なくなった。こうして1940年3月に、日本軍占領下の南京で、国民政府の「還都」という形式をとって、政権を発足させることになる。

日本政府は、汪兆銘政権の発足後も、蒋介石政権との直接和平交渉を水面下で模索していた

ことから、汪政権の承認を、政権発足から8か月後の1940年11月まで引き延ばした。同月に汪兆銘政権は日本政府との間で日華基本条約を調印したが、秘密扱いとはいえ、汪政権の独立性を著しく侵害する条項が盛り込まれていた。日本軍占領下で政権を発足させる以上、汪兆銘には日本政府の要求を丸呑みする以外に選択肢がなかったのである。汪兆銘政権は文字通り傀儡政権から出発したと言ってよいだろう。

しかし、汪兆銘は傀儡政権に甘んじていたわけでは決してない。例えば、官製国民運動を発動して、対日従属化を緩和しようと試みている。満州事変の立案者とも言うべき石原莞爾が始めた東亜連盟運動を採り入れて、汪兆銘政権下においても、1940年9月より大々的に繰り広げた。東亜連盟運動はもとより「政治の独立」という綱領を掲げていたが、それはとりもなおさず、汪兆銘政権の「政治の独立」の可能性をもたらすものだったからである。汪兆銘はその他にも汪政権独自の官製国民運動として、1941年11月より新国民運動を繰り広げた。

蒋介石と汪兆銘の国際情勢に対する認識

さて、蒋介石は依然として徹底抗戦を堅持する一方で、汪兆銘は和平のために親日政権の樹立にまで踏み切った。両者の対照的な対日政策の背景には一体どのような事情があったのだろうか。蒋介石も汪兆銘と同様に、中国が独力で日本との戦争に勝利できるとは考えていなかった。日中両国の間には、軍事力や経済力の面で、圧倒的な格差があると認識していたのである。一方、毛沢東は、たとえ前近代的な遊撃戦であっても、粘り強く展開していれば、中国が独力で最後の勝利を得ることは可能だと考えていた。その点が、蒋介石と毛沢東の違いだと言ってよいだろう。

蒋介石と汪兆銘の最大の相違点は、当時の国際情勢に対する認識にあった。もっとも日中戦争が勃発するまでは、蒋介石と汪兆銘は、次のような認識をほぼ共有していたと言って差し支えない。中国が日本の侵略を何とかしのいで、持久戦に持ち込むことさえできれば、いずれ英米ソ諸国が軍事介入してきて、世界戦争に発展するにちがいない。そうなれば、日本は英米ソ諸国の敵ではないので、敗北を喫するのは必至である、と。世界戦争に発展するという見通しは、英米両国が長江下流域などに大きな権益を抱えていたことに加えて、ソ連が満州国との国境線を挟んで日本と一触即発の関係にあったことに基づいている。

日中戦争勃発後も、蒋介石は概ね上記のような国際情勢に対する認識を保持していた。しかし汪兆銘は、特に1938年中に相次いで武漢と広州が陥落すると、次第に国際情勢に対する認識を改めるようになる。

汪兆銘は、英国が長江下流域に長年にわたって莫大な権益を築いてきたことから、日本の対中侵略を座視できないだろう、としている。しかし英海軍の防衛領域が大西洋、地中海、イン

ド洋、太平洋と分散していることから、独力では日本に対処することができない。そこで英国は米国と共同歩調の方針を採るよりほかないだろうと判断している。

汪兆銘は、米国が道義に基づいて厳しい対日批判を行なったことを、一定程度評価している。しかし米国が国益擁護という動機から、対日軍事介入に踏み切る可能性は低いと見なしている。というのは、日米の貿易総額の方が中米のそれよりも大きく上回っていることに加えて、第一次世界大戦後に全米を風靡していた孤立主義の影響も無視し得ないからである。汪兆銘は、およそ国家たるものは国益に基づいて行動すると考えてきたが、米国もその例外ではないと、改めて見なすようになったのである。汪兆銘は、このように米国に対日軍事介入の意志がなければ、英国も手を拱いているよりほかないと結論付けたのである。

汪兆銘は、ソ連が日本の脅威の増大に警戒を強めているものの、日本と戦端を開けば、日独防共協定に基づいて、ドイツがソ連に侵攻する可能性があることから、対日参戦の可能性はゼロに等しいとしている。ソ連が対日参戦に踏み切るのは、西方におけるドイツ軍の圧力がなくなった時だとしたのである。要するに、蒋介石が抗日の姿勢を堅持し、汪兆銘が親日の姿勢に変化した背景には、英米ソ諸国の軍事介入があり得るか否かという判断の違いが存在していたのである。

汪兆銘が重慶を脱出した1938年12月の時点では、英米ソ諸国の軍事介入の可能性の有無は、誰の目から見ても、判然としなかったであろう。汪兆銘の情勢判断の通りに、日中戦争が世界戦争に発展することなく、中国が単独で対日戦の遂行を余儀なくされたと仮定することにしよう。そうなれば、蒋介石も汪兆銘と同様に、中国に勝利の見込みがない以上、早晚降伏せざるを得ないと認めることだろう。降伏となれば、次は日本との和平交渉を通して、日本の要求する過酷な講和条件を、でき得る限り緩和するという課題が出てくる。

そうなれば、早くから対日和平を唱えて、日本側と信頼関係を構築し、太いパイプをもつ汪兆銘が、その課題を解決し得る最適任者として浮上するだろう。汪兆銘はまさにその時に救国の英雄となるチャンスをつかむのである。汪兆銘が仮に日本政府から大幅な譲歩を引き出すことに成功すれば、その歴史的な位置付けは、戦後、マッカーサーやGHQ当局を相手に立ちまわって、様々な譲歩を引き出し、「戦争で負けて外交で買った歴史はある」と嘯いた吉田茂のそれに似たものになったかもしれない（高坂正堯，1992，5頁）。

しかし、汪兆銘の情勢判断は最終的に外れてしまった。1941年12月に太平洋戦争が勃発したからである。開戦の一報を耳にした際の蒋介石と汪兆銘の反応は、実に対照的であった。蒋介石は日記に以下のように記している。

敵が南洋各地に進駐することとなれば、その兵力は分散して弱まる。そうなれば戦区は

拡大し、戦線は延長され、時間が長びくにつれて、人力、物力はいずれももちこたえられなくなる。その終末の悲惨さは、想像を絶するものとなろう（12月13日の日記）（『蒋介石秘録（下）』337頁）。

蒋介石はまさに開戦の時点で、その後の太平洋戦線や東南アジア戦線での日本軍の相次ぐ玉砕を予見していたのである。一方、汪兆銘は、太平洋戦争に先立つ日米交渉の見通しについて極めて楽観的だっただけに、開戦の一報は晴天の霹靂であった。その時の様子は、周仏海が語るところによれば、以下のようにであった。

……今朝汪先生は日本の総軍司令部と大使館から正式の通知を受け、臨時に高級幹部会議を開いた。汪先生はとても怒っていた。このような重大問題の決定を、事前になんの連絡もしてこない。日本は反米英のスローガンで新しい戦争を始めた。こんな無茶苦茶なやり方をするようでは、自分で失敗をきめてかかると同じだ。日本がこんな愚かなガサツなことをするとは、全く汪先生にとって予想外のことだった。今日は先生は異常なほどに激情のとりこになっていた。先生は発言するとき、全く平生（原文ママ）の態度を失っておられた（金雄白、1960、171頁）。

汪兆銘は、日本にとうてい勝機などあり得ないと考えていたからこそ、ショックのあまり「異常なほどに激情のとりこになっていた」のだろう。汪兆銘も周仏海と同様に、「三年前のわれわれの情勢判断（筆者注：英米ソ諸国との戦争の可能性はない）はあきらかにまちがっていたことを、認めざるをえない」と内心思ったことだろう。そして「自分の将来に遭遇すべき運命は、暗澹たるものだ」と覚悟したにちがいない（同上171頁）。この場合の運命とは、死罪などの重罪を科されるだけでなく、死後にも売国奴という汚名を被せられるということである。

汪兆銘に残された道は、汪政権の対日従属化を緩和することにより、日本軍占領下の国民の支持を獲得して、売国奴や傀儡政権という印象をでき得る限り薄めることだけだったと言ってよいだろう。そこで汪兆銘は、日本に対して積極的に戦争協力の姿勢を示すことによって、日本側の譲歩を勝ち得ようと画策する。そうした汪兆銘の画策は1943年1月に実現するかに見えた。汪兆銘政権の参戦と引き換えに、上海などの租界が返還されたのである。しかし2日遅れで、蒋介石政権も英米諸国との間で、租界返還に関する新条約を締結したために、汪兆銘政権のせつかくのアピールも出鼻を挫かれる結果となった。こうして汪兆銘は様々に尽力したものの、結局のところ売国奴や傀儡政権という印象を薄めることに成功しないままに、44年11

月に最期を迎えることになったのである。

注

- 1) 汪兆銘の釈放時期には諸説がある。『汪精衛先生伝』によれば、1911年9月であり、杉森久英（1998）によれば、同年11月である。
- 2) 汪兆銘の憲法観についてであるが、「この社会と人事は変遷して定まらないものである以上、憲法は自ずと軟性であるべきだ」と述べていることから（「論約法」81頁）、軟性憲法を支持していたと言える。それ故、共産党を殲滅し、さらには日本軍を一掃して救国の目標を達成した暁には、再び民主化を実現するために、憲法を改正すべきだと主張することも十分あり得たかもしれない。もっとも汪兆銘は戦時下の1944年11月に死去したことから、それは単なる仮定の話でしかないが。

参考文献

- コトバンク <https://kotobank.jp/>
- 天児慧ほか編（1999）『岩波 現代中国事典』岩波書店
- 安藤徳器編訳（1941）『汪精衛自叙伝』大日本雄弁会講談社⇒『汪精衛自叙伝』
- 池田誠ほか（2002）『図説 中国近現代史（第2版）』法律文化社
- 石川禎浩（2010）『革命とナショナリズム 1925-1945：シリーズ 中国近現代史③』岩波書店
- 小野稔（1988）『太田元次軍医の看護日誌抄：日中和平の先駆者汪兆銘客死抄（小野稔作）から抜粋』大洋堂
- 金子肇（2011）「知識人と政治体制の民主的変革：『憲政』への移行をめぐる」（村田雄二郎編著『リベラリズムの中国』有志舎）
- 金雄白（1960）『同生共死の実体：汪兆銘の悲劇』時事通信社（池田篤紀訳。原著は1959年に刊行）
- 小島晋治ほか（2007）『中国近現代史』岩波書店
- サンケイ新聞社（1985）『改訂得装版 蒋介石秘録（下）』サンケイ出版⇒『蒋介石秘録（下）』
- 柴田哲雄（2009）『協力・抵抗・沈黙：汪精衛南京政府のイデオロギーに対する比較史的アプローチ』成文堂
- 杉森久英（1998）『人われを漢奸と呼ぶ：汪兆銘伝』文藝春秋
- 高坂正堯（1992）『宰相 吉田茂（第12版）』中央公論
- 土屋光芳（2000）『汪精衛と民主化の企て』人間の科学新社
- 土屋光芳（2004）『汪精衛と蔣汪合作政権』人間の科学新社
- 西村成雄ほか（2009）『叢書 中国の問題群1 党と国家：政治体制の軌跡』岩波書店
- 深町英夫（2016）『孫文：近代化の岐路』岩波書店
- 森田正夫（1939）『汪兆銘』興亜文化協会
- 山田辰雄（1980）『中国国民党左派の研究』慶応通信
- 山中徳雄（1990）『和平は売国か：ある汪兆銘伝』不二出版
- 横山宏章（1997）『中華民国：賢人支配の善政主義』中央公論社
- 蔡徳金ほか編著（1993）『汪精衛生平紀事』中国文史出版社⇒『汪精衛生平紀事』
- 精衛（1916）「答某君書」（『旅欧雑誌』第6期、1916年11月）⇒「答某君書」

- 雷鳴（1944）『汪精衛先生伝』政治月刊社（《民国叢書》編輯委員会編（1989）『雷鳴著「汪精衛先生伝」／葉參ほか合編「鄭孝胥伝」』上海書店を使用）⇒『汪精衛先生伝』
- 李志毓（2014）『驚弦：汪精衛の政治生涯』牛津大学出版社
- 梁啓超（不明）「開明專制論」（『新民叢書』第75号（第4年第3号））⇒「開明專制論」
- 精衛（1906）「駁新民叢報最近之非革命論」（『民報』第4号）⇒「駁新民叢報最近之非革命論」
- 汪精衛（1930）「党治之意義」（南華日報社編輯部編『汪精衛先生最近言論集』南華日報社營業部）⇒「党治之意義」
- 汪精衛（1930）「關於党治之談話」（同上）⇒「關於党治之談話」
- 汪精衛（1930）「論思想統一」（同上）⇒「論思想統一」
- 汪精衛（1930）「論約法」（同上）⇒「論約法」
- 汪精衛（1930）「怎樣實現民主政治」（同上）⇒「怎樣實現民主政治」
- 汪精衛（1930）「怎樣樹立民主勢力」（同上）⇒「怎樣樹立民主勢力」
- 汪精衛（1930）「党與民衆運動」（汪精衛『汪精衛集（第3卷）』光明書局。《民国叢書》編輯委員会編（1992）『汪精衛著「汪精衛集」』上海書店を使用）⇒「党與民衆運動」
- 汪精衛（1930）「覆林伯生書」（汪精衛『汪精衛集（第4卷）』光明書局。同上）⇒「覆林伯生書」
- 汪精衛（1930）「個人引退之電報」（汪精衛『汪精衛集（第4卷）』光明書局。同上）⇒「個人引退之電報」
- 汪精衛（1930）「国民政府特別党部成立日演說詞」（汪精衛『汪精衛集（第3卷）』光明書局。同上）⇒「国民政府特別党部成立日演說詞」
- 汪精衛（1930）「我們要建設怎樣的國家」（汪精衛『汪精衛集（第3卷）』光明書局。同上）⇒「我們要建設怎樣的國家」
- 汪精衛（1930）「我們怎樣實行三民主義」（汪精衛『汪精衛集（第3卷）』光明書局。同上）⇒「我們怎樣實行三民主義」
- 汪精衛（1930）「武漢分共之經過」（汪精衛『汪精衛集（第3卷）』光明書局。同上）⇒「武漢分共之經過」
- 汪精衛（1934）「自述」（『東方雜誌』第31卷第1号、1934年1月）⇒「自述」
- 汪精衛（1937）「国民大会之三大基礎」（林伯生編『汪精衛先生最近言論集 上下編（從民国二十一年到現在）』中華日報館）⇒「国民大会之三大基礎」
- 汪精衛（1937）「論民主政治」（同上）⇒「論民主政治」
- 汪精衛（1937）「一面抵抗一面交涉」（同上）⇒「一面抵抗一面交涉」